

第 3 章

施策の推進方策

第3章 施策の推進方策

本章では、今後の高齢化の進展を見通し、高齢者の暮らしを支えていくために必要な取組み、なかでも高齢者が地域で自立した生活を少しでも長く営んでいくことができる体制（地域包括ケアシステム）づくりを重点として、今後3年間に必要な取組みを、体系的に取りまとめています。（次頁「施策の体系」参照）

今次の計画の重点としている「地域包括ケアシステム」について、国の「地域包括ケア研究会報告書」では、次のように定義しています。

『地域包括ケアシステム』は、

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義する。

その際、地域包括ケアシステム圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とする。

本章に掲げる取組みの推進により、高齢者にふさわしい住宅を確保し、医療と介護の連携のもと、生活支援サービスを含めて高齢者それぞれの状況に応じ必要なサービスを切れ目なく提供していくことができる体制の構築を目指します。

そのためには地域におけるコーディネート役である地域包括支援センターの機能強化や介護支援専門員の資質の向上が欠かせません。

また、増加が予想される認知症高齢者への対応も重要な課題であり、地域全体で認知症の理解を進め、認知症高齢者やその家族を支えていく環境づくりが求められます。

さらに、従来からの取組みである健康づくり、生きがいづくりや介護保険を使いやすく持続可能な制度としていくことも引き続き取り組むべき重要なテーマです。

[施策の体系]

認知症高齢者をはじめ支援の必要な高齢者が地域で生活を続けることができるように体制づくりを進めます
また、高齢者のいきいきとした暮らしの実現に取り組みます

第1節 地域包括ケアシステムの構築

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 医療と介護の連携強化
- (3) 生活支援サービスの確保
- (4) 地域の支え合い体制の整備
- (5) 高齢者にやさしい住まいの確保と福祉のまちづくりの推進
- (6) 権利擁護の推進
- (7) 災害時における高齢者支援体制の確立

第2節 認知症高齢者等支援策の充実

- (1) 認知症に対する理解の促進
- (2) 認知症高齢者やその家族の支援体制の構築
- (3) 医療との連携の促進
- (4) 認知症介護の質の向上と人材育成

第3節 健康づくり・生きがいくくり

- (1) 介護予防事業の円滑な提供
- (2) 健康づくり
- (3) 社会参加の促進
- (4) 雇用・就業対策の推進

高齢者が必要な時に必要なサービスを利用できるよう支援します
また、介護保険制度の円滑な運営のため、保険者（市町村）への支援や事業者への指導、助言を行います

第4節 利用者支援の推進

- (1) 制度周知等の推進
- (2) 相談・苦情解決体制の充実
- (3) 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供
- (4) 適切な要介護認定
- (5) 不服申立ての審査（介護保険審査会）

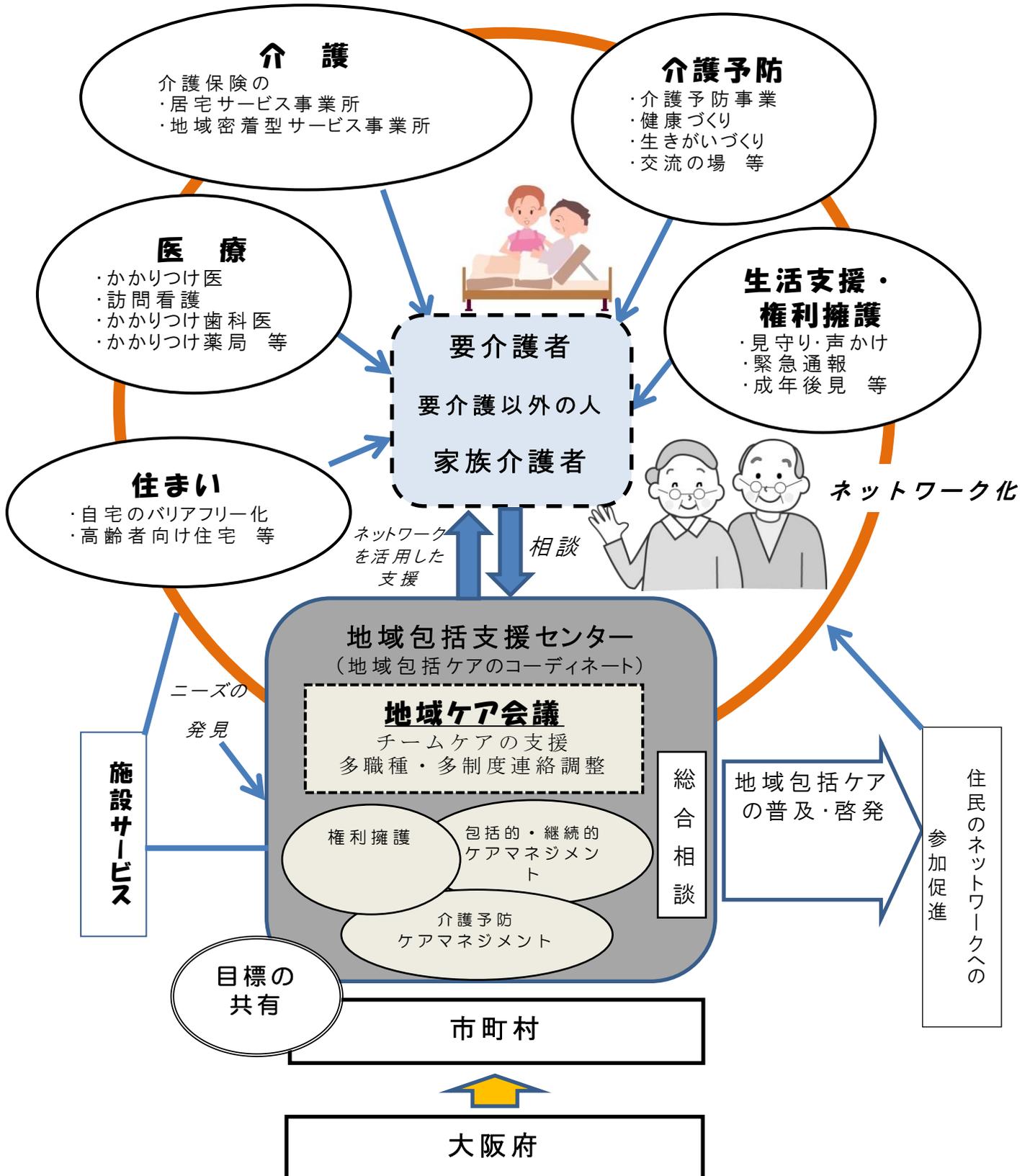
第5節 介護保険事業の適切な運営

- (1) 介護サービス等の質の向上
- (2) サービス事業者への指導・助言
- (3) 介護保険制度運営に関する支援・助言
- (4) 介護保険を持続可能な制度とするための検討

第6節 福祉・介護サービス基盤の充実

- (1) 居宅サービスの基盤の充実
- (2) 地域密着型サービスの普及促進
- (3) 施設基盤の充実

地域包括ケアシステムのイメージ



第1節 地域包括ケアシステムの構築

第1項 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門知識や技能をお互い活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行う地域の中核機関です。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けての中心的役割を果たすことが地域包括支援センターに求められていることから、機能強化に取り組んでいきます。

【現状と課題】

- 地域包括支援センターについては、各市町村において設置が進んでいるところで

平成 21 年 4 月：174 ケ所
平成 23 年 4 月：204 ケ所
(直営型：19 ケ所 委託型：185 ケ所)

- 府の調査(「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する調査」:平成 22 年度実施、以下、「意識調査」という。)によると、地域包括支援センターを「全く知らない(45.5%)」、「聞いたことはあるが内容までは知らない(28.9%)」、「知っている(20.2%)」となっており、地域包括支援センターの認知度はまだまだ高いとは言えません。
- 地域包括支援センターが質の高い業務を行うためには、設置主体である市町村との意識の共有が不可欠ですが、府の調査(大阪府地域包括ケア検討会報告書「地域包括支援センターにおける現状と課題に関する調査」及び「地域包括支援センター及び地域包括ケア体制構築に関する調査」:平成 22 年度実施)によると、地域包括支援センターの活動の方向性を定める事業計画を市町村と相談しながら作成している割合が約 25%にとどまるなど、地域包括支援センターと市町村との意識の共有や連携が十分ではありません。
- 地域包括支援センターが、効果的に業務を行っていくためには、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)がそれぞれの専門知識や技能を活かしながらチームで活動し、地域のネットワークを構築して、個別サービスのコーディネートを行っていくことが必要ですが、3職種が、縦割りで業務を行うなど、専門性が分断され、連携体制がとれていない事例もあります。

- 地域包括支援センターにおいて、地域における課題の検討や支援困難事例に対する事例検討等を行う地域ケア会議を活発に展開することにより、様々な事案に対応する力が養成され、地域包括支援センターのコーディネート機能の強化につながりますが、現在、専門的な人材が不足しており、市町村単独での推進が困難な場合もあるとの声もあります。
- 地域包括支援センターの業務において、要支援高齢者に対するケアプラン作成など介護予防関連業務に関する負担が大きく、総合相談・支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント業務に十分に組み合わせていないとの声もあります。
さらに、総合相談・支援事業や権利擁護事業において、認知症や精神疾患のある高齢者及びその家族など複合的な問題を抱えている人への支援方策等が課題となっており、特に、権利擁護事業においては市町村の関与が重要であるため、困難事例等に関する市町村の地域包括支援センターへのサポート体制の強化が必要となります。
- 介護保険法の改正により「市町村は、委託型の地域包括支援センター等に対して、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示する」とこととされました。今後、委託型地域包括支援センターが円滑に運営されるよう環境整備や必要な支援を行う必要があります。
- 地域包括支援センターにおいては、介護保険、医療保険、見守りなどの生活支援等様々な支援の連携を強め、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）、民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）、家族の会等と協力しながら、高齢者やその家族が求めている質の高いケアマネジメントにつなげていくことが重要です。

【施策の方向】

(1) 地域包括支援センターの周知と市町村との連携強化

- 地域包括支援センターの認知度を向上させるため、パンフレットやホームページを活用した広報活動に努めます。
- 地域包括支援センターとして事業の質を高め、活動の方向性を定めるため、毎年の事業計画について市町村と意識を共有しながら、内容を検討し作成するなど、市町村と地域包括支援センターが地域包括ケアに関する意識を共有し、さらなる連携強化が図れるよう働きかけます。

(2) 地域包括支援センターの業務の改善

- 地域包括支援センターの機能の整理や業務改善に向けた検討、情報交換の場の設置等を行い、地域包括支援センターが質の高い業務を行うことのできる体制を構築するよう市町村に働きかけます。

(3) 地域におけるネットワークの構築とコーディネート機能の強化によるケアマネジメント力の向上

- 地域包括ケアシステムの構築を地域において実現するため、保険内・外のサービスやインフォーマルなサービスを有機的に連動・連携させ、包括的・継続的なサービス提供を支える地域包括支援センターのコーディネート機能を強化していく必要があります。そこで、専門職等の派遣等により地域ケア会議の活性化及び地域包括支援センターのコーディネート機能の強化支援を行うことにより、地域包括支援センターにおける地域ネットワークの構築とより質の高いケアマネジメント力の向上を支援します。

(4) 地域包括支援センター職員のスキルアップへの取組み

- 地域包括支援センター職員に対する各種の研修や情報交換の場の設定等とおして職員のスキルアップを支援します。
- 府・市町村におけるネットワークを活用し、市町村において地域包括支援センターの職員のスキルアップにつながる様々な研修の講師役となりうる人材に関する情報提供を行うことにより支援します。

(5) 介護支援専門員への支援

- 介護支援専門員が、利用者のアセスメントを適切に行い自立支援につながるよりよいケアプランを作成できるように、地域包括支援センター職員に対し、医療と介護の連携に関する研修を行い、受講した地域包括支援センター職員を通じてその内容を伝達することなどにより、介護支援専門員を支援することを検討します。

〈主な取組み〉

- 地域包括支援センターの周知と市町村との連携強化
 - ・パンフレットやホームページを活用した広報・PR
- 地域包括支援センターの業務の改善支援
 - ・地域包括ワーキングや連絡会議などを通じた業務改善に向けた検討、情報交換の場の設置
 - ・先進的な取組み事例等を収集し、情報提供を実施
- 地域におけるネットワークの構築とコーディネート機能の強化によるケアマネジメント力の向上支援
 - ・ネットワーク構築に関する情報提供や地域関係機関連絡会議等による関係機関との交流の場の設定
 - ・専門職等の派遣などによる地域ケア会議等の活性化
 - ・医療と介護の連携に関する情報提供
 - ・医療と介護の連携方策を検討する市町村ワーキングチームの設置
 - ・医療側と介護側の連絡会議(情報交換の場)の開催
- 地域包括支援センター職員のスキルアップ支援
 - ・施策(認知症対策、高齢者虐待対応、医療介護連携等)別の地域包括支援センター職員に対する研修の実施

第1節 地域包括ケアシステムの構築

第2項 医療と介護の連携強化

- 高齢化の進展に伴い、医療と介護の双方を必要とする高齢者の増加が予想される中、こうした方々が住み慣れた自宅や地域で生活を続けていくためには、身近な地域において医療と介護のサービスが切れ目なく提供される体制の構築が求められています。
- このためには、医療と介護が連携し、病院から在宅生活へスムーズな移行を図り、医療情報に基づくケアプランの作成や生活上の支援を行うとともに、在宅での療養生活を支えるための医療提供体制の整備を進めることが重要です。

【現状と課題】

- 医療ニーズの高い方が在宅生活を続けていくためには、病院やかかりつけ医等医療関係者と介護支援専門員や介護サービス事業者等介護関係者が連携を進めていく必要があります。しかしながら、医療と介護の専門性の違いや各職種間の相互の役割・機能の理解不足、在宅患者の機能が低下した時や症状の悪化に対する支援体制の整備などが、医療と介護の連携強化への課題となっています。
- 医療ニーズの高い高齢者やリハビリテーションの継続が必要な高齢者等が退院される際には、退院調整の実施や退院前カンファレンスを徹底することが重要です。
- 病院から在宅へ情報をつなぐツール・仕組みや在宅での機能低下時に医療につながる仕組みを充実させ、急性期・回復期・維持期（生活期）の各ステージにおいて、医療と介護の分野が連携した切れ目のないサービス提供が求められます。
- 自宅でのターミナルケア（終末期ケア）や慢性疾患の療養等における介護においては、介護関係者と24時間体制で対応する在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院などとの連携は重要であり、これらの機関のネットワークづくりが必要とされています。
- 病院から在宅へ戻る場合、医療ニーズの高い高齢者にとって訪問看護サービスは重要です。
このため、訪問看護を行う看護師の資質向上や医療機関と訪問看護ステーション間の連携強化が求められます。
- 高齢者にとって、歯の喪失等による口腔機能の低下は、誤嚥性肺炎の発症、低栄養の要因となっていることから、地域の団体等との連携のもと、8020運動を推進

しています。また、在宅寝たきり高齢者等への訪問歯科診療、口腔の健康管理を担う「かかりつけ歯科医」の普及とともに、保健、医療機関、介護施設相互の連携・確保により、生涯を通じた口腔保健の推進が求められています。

- 一般に、高齢者は薬物代謝機能が低下しているため、かかりつけ薬局では、薬歴管理やお薬手帳を活用することにより、薬の重複等の点検や副作用の確認を行うなど、適切な服薬指導が求められています。

また、救急搬送や災害時においては、急性期対応医療機関等が緊急に正確な患者の服薬情報を得ることにより、速やかに適切な医療を提供できるようにする必要があります。

【施策の方向】

(1) 医療と介護の連携強化

- 地域における医療と介護の連携を推進するため、地域ケア会議等において、地域包括支援センターを中心として在宅医療を担う病院、診療所（かかりつけ医・かかりつけ歯科医）、薬局、訪問看護ステーション、介護支援専門員、福祉関係者などが情報を共有しあいながら、それぞれの役割や機能を分担し、高齢者の在宅生活を支えるためのネットワーク構築をめざします。
- 医療と介護の双方を必要とする高齢者を支援するため、サービス担当者会議等において医療と介護、福祉サービスとの連携強化による包括的なサービス提供体制の構築をめざします。
- 主治医、退院調整看護師、MSW（医療ソーシャルワーカー：病院などに勤務し、患者からの様々な相談に応える者）、介護支援専門員、訪問看護師等の職種間連携による退院調整の強化や退院前カンファレンスの徹底をめざします。
- 介護関係者が医療情報を十分理解し、訪問看護やリハビリテーション等の医療サービスをケアプラン等に活用していくため、介護支援専門員等を対象とした「医療と介護の連携」に関する研修を検討します。
- リハビリテーションに関しては、急性期から回復期への病院間連携システムは一定整備が進んでおり、今後は、回復期と維持期（生活期）との連携システムの構築及び維持期（生活期）におけるフォローアップ体制の構築に関して、引き続き、関係者の取組みを支援します。
- 患者が安心して治療を受けられるよう、複数の医療機関が役割分担し医療連携体制の構築を図る手法としての地域連携クリティカルパスの運用を促進します。

コラム ～地域包括ケアの実現に向けた取組紹介～

公益社団法人大阪府看護協会の取り組み

〈取組名〉

府民による自主的活動への支援と健康づくり

- (1)高齢者の地域活動への参画支援と生きがいづくり
- (2)ボランティア・NPO等の府民活動の支援
- (3)介護予防・健康づくり
- (4)認知症高齢者の支援

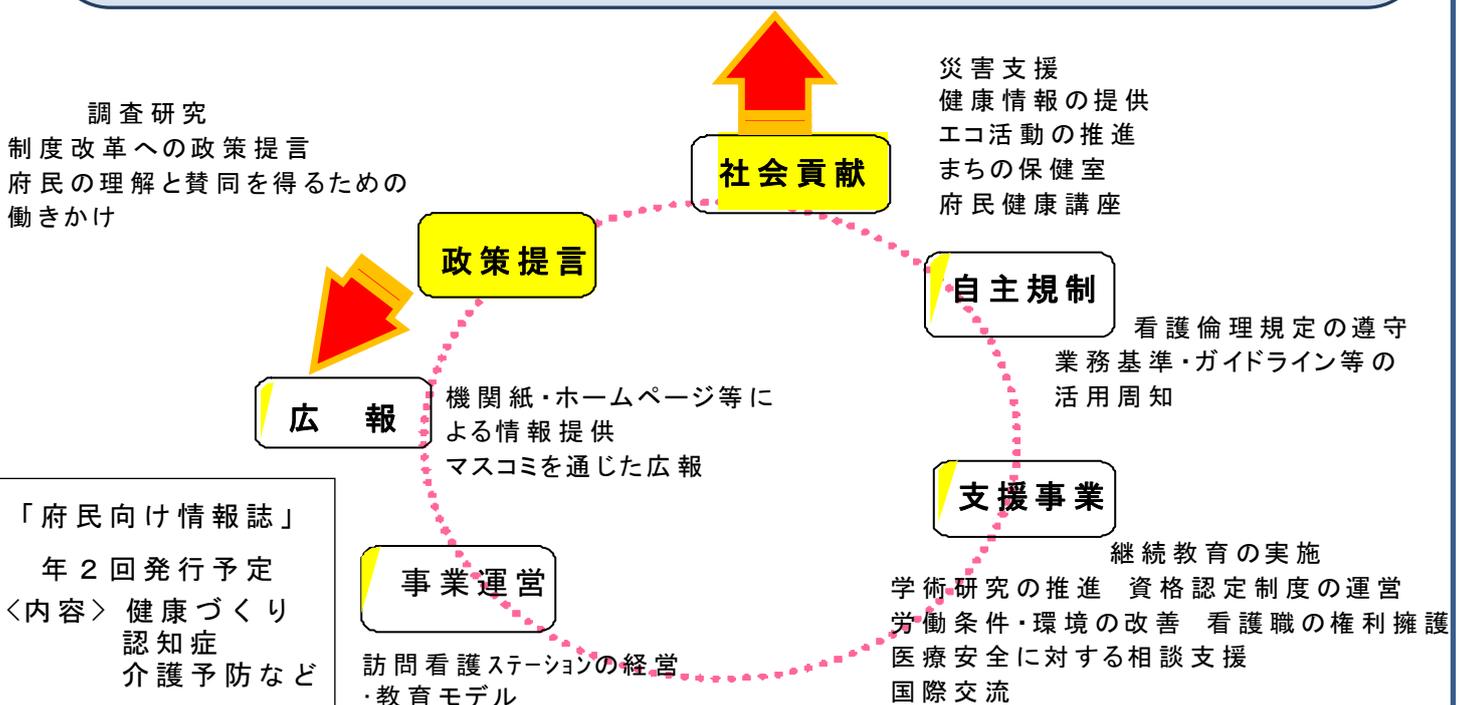
〈取組主体〉 公益社団法人 大阪府看護協会

〈概要〉 高齢者が地域で健康にいきいきと暮らせるよう、シニア世代が健康や介護に関する知識や技術を身につけ、高齢者の地域生活を支えるためのネットワークづくりを構築する。

〈場所〉 大阪府看護協会 桃谷センター
大阪市天王寺区烏ヶ辻1-2-22

〈プログラム〉 2日間のプログラムを数回開催予定

	午前10時～12時		午後1時～4時
一 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人体の仕組み ■ 介護者・被介護者とともに負担が少ない移動・体位変換(実技含む) スキルアップルーム 1	昼食	<ul style="list-style-type: none"> ■ 軽スポーツ 体育館
二 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症ケア 府民研修室	昼食	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅改修のポイント ■ 福祉用具を使った介護講座(実技含む) 生活体験館 GOKAN



公益社団法人大阪府看護協会基本理念

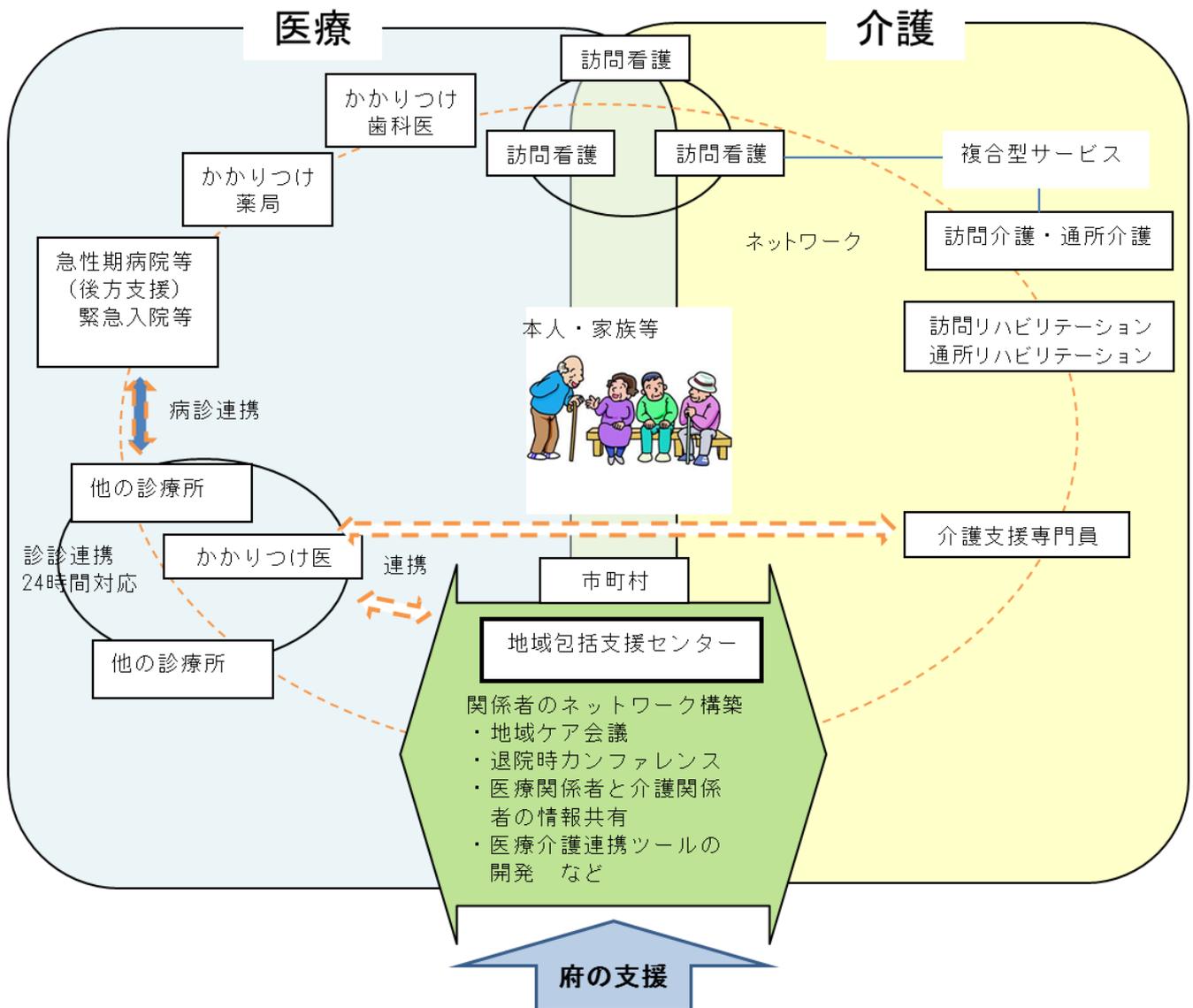
(2) 在宅医療の充実

- 在宅医療を担う医療機関の増加、医療従事者の確保と資質の向上をめざします。
- 自宅での療養生活を支える訪問看護サービスの普及を進めるため、サービスの内容や利用方法等についての周知を進めます。
また、訪問看護に従事する看護職員の資質の向上並びに訪問看護ステーション及び医療機関相互の連携強化に努めます。
- 自宅で療養する人がニーズに合った「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」を選択できるように、在宅医療に関する医療機能の情報公開を進めます。
- 在宅の寝たきり高齢者等の訪問歯科診療、口腔の健康管理を担う「かかりつけ歯科医」の普及を図るとともに、保健・医療機関・介護施設等相互の連携・強化に努めます。
- 患者が調剤により医薬品供給を受ける際、「かかりつけ薬剤師」が、薬歴管理やおくすり手帳などを活用した医薬品の相互作用や重複等に関するチェックを行うとともに、医薬品等に係る情報提供を行い、適正使用に関する啓発及び知識の普及に努めるなど、医薬品等の供給拠点として、地域医療に貢献する「かかりつけ薬局」の普及を図ります。

<主な取組み>

- 医療と介護の連携体制構築支援
 - ・ 医療と介護の連携に関する情報提供
 - ・ 医療と介護の連携方策を検討する市町村ワーキングチームの設置
 - ・ 「医療と介護の連携に関する手引き(平成 22 年 3 月 地域リハビリテーション推進委員会作成)」を市町村や地域包括支援センター職員等に周知
- 在宅医療の充実
 - ・ 大阪府医療機関情報システムによる在宅医療の情報提供
 - ・ 訪問看護推進事業(訪問看護推進協議会及び相互研修)の開催

- ・ かかりつけ歯科医による訪問歯科診療の普及と定着
 - ライフステージに応じた歯や口の健康づくりについて、府ホームページの活用等による情報提供
 - 在宅歯科医療に関わる保健・医療機関相互の連携・確保を図り、訪問歯科診療に必要とされるポータブル診療機器整備を支援
- ・ 公報媒体や薬と健康の週間等を通して、かかりつけ薬局や「おくすり手帳」を啓発・普及
- ・ 大阪府薬局機能情報提供システムによる在宅医療の情報提供



第1節 地域包括ケアシステムの構築

第3項 生活支援サービスの確保

- 多様な課題を抱える高齢者が、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていくためには、介護や医療のみならず、様々な生活支援が必要です。
- このため、地域支援事業や府交付金などを活用した、地域の実情に応じた柔軟な取組みを促進します。

【現状と課題】

- 地域包括ケアシステムの構築のためには、生活支援サービスについても、適切にコーディネートし、必要な時に提供していく体制づくりが必要です。
- 今回の介護保険法改正では、地域包括支援センター設置者は介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者との連携に努めることが定められました。
- 高齢者等の在宅生活を支えていくためには、介護保険などのフォーマルサービスでは対応できない見守り・声かけ訪問、配食・買い物支援・送迎、居場所づくり・緊急通報等の多様な生活支援サービスの確保が必要です。
- 「街かどデイハウス」は、一人暮らし高齢者などの社会的孤立の防止や介護予防の地域における拠点としての役割を果たしてきました。
- 要支援と非該当を行き来している高齢者等に対する切れ目のないサービス提供が求められています。

【施策の方向】

(1) 地域包括支援センターによる関係者の連携強化

- 地域包括支援センターと地域住民とのネットワーク会議の推進や、地域住民活動への参加促進など、地域におけるネットワークの構築を支援します。

(2) 生活支援サービスの確保

- 大阪府財政構造改革プラン(案)の基本的な考え方にに基づき、住民に身近なサービスは市町村が担い、府は広域的自治体として、財源を確保し、広域的・専門的観点からバックアップすることとしています。

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活することが可能となるように、街かどデ

イハウスをはじめ、NPO やボランティアなどによる地域における支え合い体制づくりを行う市町村を支援します。

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たっては、市町村が任意事業の内容を含めてサービス内容を再構築することが必要なことから、府として市町村に事業例を提示するなどの支援を行います。

<主な取組み>

- 地域におけるネットワーク構築支援
 - ・ ネットワーク構築に関する情報提供や地域関係機関連絡会議等による関係機関との交流の場の設定(再掲)
- 市町村が取り組む住民同士やNPO法人、ボランティアグループ、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働による日常的な支え合い活動などを支援
 - ・ 地域支援事業交付金による支援
 - ・ 地域福祉・子育て支援交付金による支援
 - ・ 地域支え合い体制づくり事業による支援

コラム ～地域包括ケアの実現に向けた取組紹介～

大阪府薬剤師会在宅療養推進アクションプラン 社団法人 大阪府薬剤師会

在宅での療養において、医師、看護師、ケアマネジャーなどの他職種から、薬剤師の参画を求める声が大きくなっています。このため、日本薬剤師会が、より多くの薬局が在宅チームの一員として活動できるよう、「在宅療養推進アクションプラン」を策定しました。

大阪府薬剤師会ではこのプランに基づき、下記のツールを用いて地域支部（市町村）で講習会を開催するほか、「在宅訪問を行う薬局のリスト」を作成し、情報公開することにより、より一層在宅医療に参画していきます。

・ 薬局、薬剤師のスキルアップ

「体調チェックフローチャート」

在宅訪問時、服薬指導において考慮すべきADL変化から薬剤の影響を導くフローチャート形式のガイドブック

「在宅服薬支援マニュアル」

在宅での服薬指導にかかわる、準備から他職種へのアプローチなどの解説資料およびDVD

・ 地域支部における訪問服薬管理指導業務の応需体制の整備

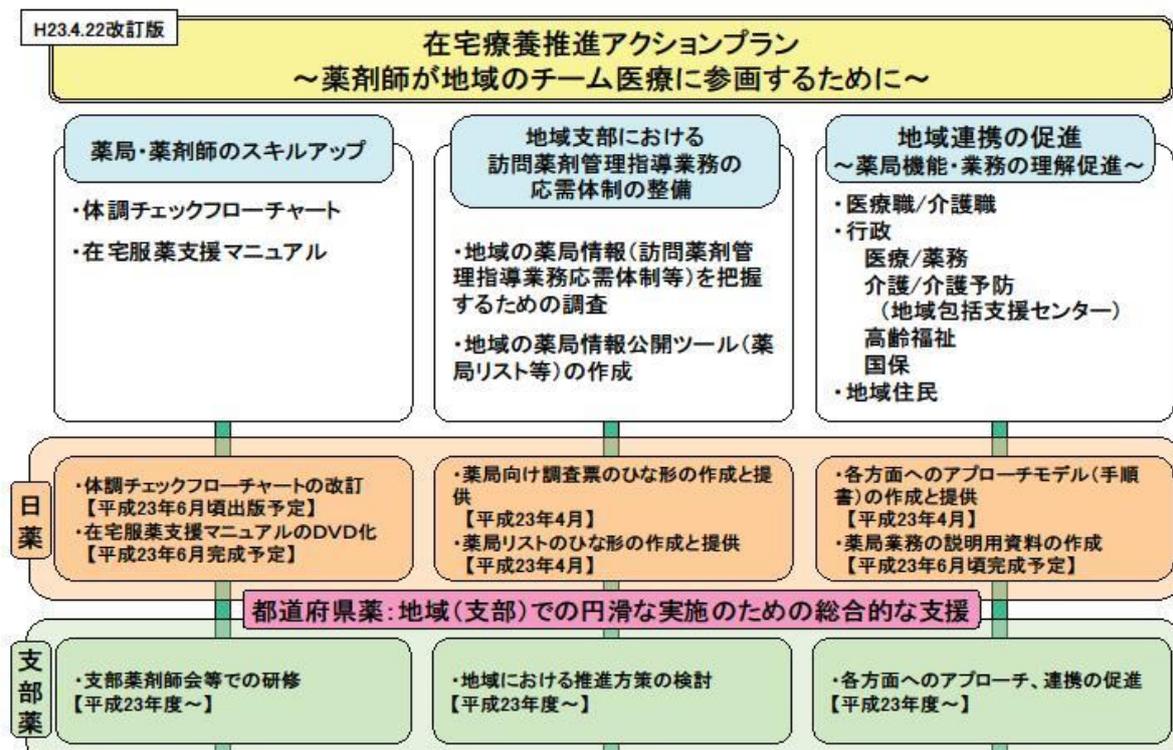
地域の「薬局情報公開ツール」

地域の各薬局の訪問薬剤管理指導体制を把握するための、調査票の雛形作成。
その調査結果を、雛形を基にして整理し、他職種へ情報公開する。

・ 地域連携の促進

「各方面へのアプローチモデル(手順書)作成」

医療職、介護職や関係行政機関および一般地域住民のニーズに添える薬剤師職能の理解促進を目的に作成。それを基に各地域特性を勘案し、地域支部薬剤師会が各方面に職能を説明する。



第1節 地域包括ケアシステムの構築

第4項 地域の支え合い体制の整備

- 介護保険制度などの公的サービスのみで、高齢者が地域において生活を継続していくことはできません。地域の社会資源を有効に活用して地域で支え合う「互助」の取組みを進めていくことが重要です。

【現状と課題】

- 府においては、一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者の増加が予測されています。とりわけ、都市部においては地域コミュニティ機能の低下、隣近所との人間関係の希薄化などにより、社会的孤立状態に陥る高齢者の増加が見込まれます。その結果、社会的孤立状態となった高齢者が孤立死に至る事態も増加していくことが考えられます。このため、市町村は見守りサービスの確保・充実、高齢者の居場所づくりなどを進める必要があります。

〔第4期計画期間中（平成21年度～23年度）における取組み〕

地域あんしんシステムの導入	6市<平成22年度末現在>
医療情報キットの配布	14市町（112小学校区） <平成22年度末現在>
小地域ネットワーク活動	概ね府内全域で実施
C S W配置数	165名 <平成23年4月1日現在> (指定都市・中核市を除く。)

- 将来の地域の支え合い体制の担い手となる子どもたちについては、成長発達の過程で、ふれあい(実体験)をとおして社会福祉に理解と関心を持てるようにするとともに、将来の社会福祉を担う人づくりを視野に入れた福祉教育を推進しています。
- ・全ての小中学校で福祉・ボランティアに関わる活動を実施
 - ・府立高等学校での福祉関係教科の設定やボランティア活動の単位認定
 - ・府立高等学校での福祉に関するコース等の設置 26校(平成23年4月現在)
- ハンセン病回復者の地域社会への復帰を進めるため、情報提供やハンセン病療養所入所者との交流会、研修会などを実施していますが、府民の認識はまだまだ十分とは言えないことから、一層の啓発が必要です。

【施策の方向】

(1) 地域におけるセーフティネットの充実

- 地域におけるセーフティネットの充実に向け、市町村が地域の実情に応じて、地域包括支援センターや CSW を中心に、地域における多様な主体とのネットワーク化を図り、高齢者の生活課題をきめ細かく把握し、継続的に見守りを実施できるように支援します。

(地域における多様な主体の例)

- ・ 民生委員、施設 CSW (大阪府社会福祉協議会老人施設部会)、社会貢献支援員 (大阪府社会福祉協議会)、介護者の家族
- ・ 市町村保健センター、医療機関、社会福祉協議会、校区福祉委員会、自治会・NPO・ボランティア団体 等

- 高齢者の社会的孤立を防止するため、日常の見守り活動を通じて支援が必要な高齢者を早期に発見し、必要なサービスにつなぐことが必要です。
このため、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会などの関係機関の連携・協力体制づくりに取り組む市町村を支援します。
特に、概ね小学校区を活動基盤とする小地域ネットワーク活動は、地域において要援護者を早期に発見し、適切な支援を行うために有効であることから、さらなる活動の充実を市町村に働きかけます。
- CSWについては、様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなぐなどの解決に取り組むため、CSWがその役割を遺憾なく発揮できる体制の整備を市町村に働きかけます。
- ふれあいの機会や居場所を作るとともに、これらの情報を収集し発信することにより、高齢者同士が支えあう活動の促進に取り組む市町村を支援します。
- 一人暮らしの高齢者等が、急病といった緊急時や健康に不安があったとしても安心して生活できるように、医療情報キットの配布や福祉電話及び緊急通報装置の設置による見守り体制の充実を市町村に働きかけます。

(2) 福祉教育の充実

- 小・中学校の児童生徒が、身近なところで暮らしている高齢者、障がい者等の様々な生活や生き方に気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割について理解するよう体験活動による福祉教育を推進します。
また、小・中学校において、福祉に関する知識だけでなく、豊かな福祉マインドを身につけるため、体験活動に重点をおいた福祉教育の推進について、市町村教育委員会に働きかけます。

- 府立高等学校においては、高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動の機会を増やし、地域福祉活動の意義や目的、正確な知識や理論の習得を進めます。

また、系列(総合学科)、エリア(普通科総合選択制)、専門コース、ワールド(多部制単位制)等を設置するとともに、学校支援人材バンクを活用して、地域人材の協力なども得ながら、社会福祉を支える人材の育成を視野においた福祉教育を進めます。

(3) ハンセン病回復者についての理解の促進

- 若い世代への人権教育の充実を図ります。
- 市町村等関係機関との連携による正しい知識の普及・啓発に努めます。

<主な取組み>

- 地域の多様な主体との協働による日常的な支え合いや見守り活動などに取り組む市町村を支援
 - ・地域支援事業交付金による支援(再掲)
 - ・「地域福祉・子育て支援交付金」による支援(再掲)
 - ・地域支え合い体制づくり事業による支援(再掲)

自助：自ら働き、又は年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること
 互助：近隣の助け合いやボランティア等の、インフォーマルな相互扶助
 共助：社会保険のような制度化された相互扶助
 公助：自助、互助、共助では対応できない困窮等の状況に対し、必要な生活保障を行う社会福祉等

大阪府歯科医師会の取組みについて

社団法人 大阪府歯科医師会

口腔ケアが誤嚥性肺炎のリスクを減少させることが報告されるようになった現在でも、医療・介護サービスでの口腔ケアの利用率・認知度は低いままです。大阪府歯科医師会では、介護関係者をはじめとする他職種の方々にむけ、認知症をはじめとし口腔ケア、摂食嚥下障害、ドライマウスなどさまざまなテーマをかかげ高齢者歯科保健研修会を開催しています。さらに、地域の歯科保健啓発のため、老人クラブ連合会等の住民団体に対し講師を派遣し講演会を開催しています。

また、「在宅歯科医療連携室整備事業」では、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置し、住民や在宅歯科医療を受ける者、家族等の要請に応え、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の推進を図っています。

- ・在宅歯科医療に関する実態把握調査
- ・在宅歯科医療希望者や、医科・介護施設からの相談対応
- ・在宅歯科医療や口腔ケア指導実施歯科医院等の紹介
- ・医科・介護等との連携体制の構築

さらに、超高齢社会においては、継続的な口腔ケアや口腔機能維持管理など、暮らしのなかで歯科的支援を受け、療養者のQOLが少しでも向上するための取り組みが求められています。そこで、「医科・歯科・介護連携強化事業」では、医科・歯科・介護の連携を強化することにより、継ぎ目なく療養者をサポートする体制の構築を図ります。

- ・多職種連携を推進するための検討会開催
- ・地域医療機関・介護機関、医療・介護従事者むけのリーフレット作成、ガイドライン作成、研修会開催

また、平成22年8月より、日本歯科医師会と国立がん研究センターは、がん患者の術前術後の口腔ケアを行い、口腔衛生状態の向上によるがん治療合併症等の予防・軽減等を目的とした連携事業を開始しましたが、大阪府歯科医師会でも、本事業に参画し事業を推進してまいります。

命を守る 口腔ケア

こんな事でお困りではありませんか？

入れ歯が合わない、咬みにくい

寝たきりや胃瘻の方などの肺炎

食事中にむせる、飲み込みにくい

在宅歯科医療連携室

お困りの方は、私たち大阪府歯科医師会の在宅歯科医療連携室まで

開設日時 月～金曜日 午後2～4時

電話番号 06-6772-8886

FAX番号 06-6774-0488

(社)大阪府歯科医師会

在宅歯科医療連携室

第1節 地域包括ケアシステムの構築

第5項 高齢者にやさしい住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

- 「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するための様々なサービスが日常生活の場で適切に提供される体制であると定義されています。
このため、各種制度の活用や住宅施策と福祉施策の連携を通して、高齢期になっても住み続けることのできる多様な住まいの確保を図ります。
- さらに、高齢化に伴い身体機能が低下しても、自らの意思で移動でき、社会参加できるまちづくりを進めます。

【現状と課題】

- 高齢者が、たとえ介護が必要になってもできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるためには、身体の状態や様々なニーズに応じた住宅の整備をはじめ、住まいのバリアフリー化や情報提供などにより、高齢者の住まいの充実を図り、日常生活圏域において、心身の状況等に応じて適切な住まいを選択しながら、必要なサービスやサポートを受けて生活ができる体制を整備していく必要があります。
- そのためには、高齢者向けの公的賃貸住宅の供給を引き続き進めるとともに、民間賃貸住宅を含めた住宅市場全体を活用し、高齢者住まい法の改正により創設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給や、民間事業者等と連携した円滑入居を促進していくことが必要です。
- 公営住宅の整備に当たっては、住宅のハード面だけではなく、高齢者の生活を支えるサービスの整備や良好なコミュニティの形成など、住宅施策と福祉施策が連携した取組みが求められます。
- 住まいとともに食事や生活相談等のサービスが一体的に提供される有料老人ホームについて、老人福祉法に基づく適正な運営の確保と届出の促進が求められています。
- 高齢者が自由に安心してまちへ出かけ、安全で快適に行動することができるように、まちのバリアフリー化や円滑な移動方法の確保が求められます。

【施策の方向】**(1) 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の確保**

上記の課題に対応し、高齢者のニーズに応じた住まいを確保するため、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」に基づき、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心、安全、快適に暮らせる住まいとまちづくりの実現を目指します。

① 高齢者の居住の安定に向けた取組み**ア 公的賃貸住宅における優先入居、住替え等の促進**

- 公的賃貸住宅において、高齢者のいる世帯の優先入居、低層階やエレベーター停止階への住替え等を事業主体の状況に応じて促進します。
- 公営住宅において、高齢者や障がい者も安心して住むことができるよう、自治会等の取組事例の情報提供など、良好なコミュニティ形成を図る取組みを実施します。

イ 民間住宅における入居支援

- 高齢者という理由だけで入居申込みを拒否されないことがないよう、宅地建物取引業者への啓発や宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努めます。
- 民間賃貸住宅市場を有効に活用し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録及び登録情報の提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」の充実を図ります。
- 高齢者の民間住宅への入居促進を進めるため、次の各種制度の活用促進を図ります。
 - ・ 終身建物賃貸借制度(高齢者・夫婦世帯が活着ている限り存続し、死亡したときに終了する(相続性を排除する)、借家人一代限りの借家契約を結ぶことが出来る制度)
 - ・ リバースモーゲージ(住宅に住みながら、その住宅を担保にして老後の生活資金等の融資を受け、元金を死亡時に一括償還する高齢者向け返済特例)
 - ・ 生活福祉資金(不動産担保生活資金)

ウ 情報提供

- 高齢者の住まいに関する情報を一元的に提供するホームページ「大阪府高齢者の住まいナビ」の運用や広報誌、パンフレット、相談窓口など様々な機会を通して高齢者の住まいの情報提供を行います。

- 事業者による社会福祉施設などの立地検討が図られるよう、まちづくりの主体である市町を通じて、府営住宅の活用用地等の情報提供に努めます。
- 地域のつながりを活かした高齢者や障がい者への支援活動等の先導事例について、積極的に支援し、そこから得られたノウハウを他の地域のモデルとして積極的に情報発信します。

② 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の整備

ア 公的賃貸住宅の供給

○ 高齢者向け賃貸住宅の供給

- ・ 高齢者世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、福祉施策と住宅施策の連携により、市町村が派遣する生活援助員が日常生活の相談や安否確認を行うとともに、緊急通報装置を設置したシルバーハウジングを供給します。
- ・ 入居者の力によって地域のコミュニティを活性化し、利用者間の情報交換などにより単身高齢者などの相互見守りにも効果がある府営住宅の「ふれあいリビング」などの取組みを、今後も積極的に推進します。
- ・ 府営住宅において、車いす常用者世帯向けに、設備・仕様等を入居者の身体特性に応じて設計する MAI(マイ)ハウスを供給します。また、市町村が建設等を行う公営住宅についても、車いす常用者世帯のための住宅の建設を促進します。

○ 公的賃貸住宅と社会福祉施設等との連携の推進

- ・ 公的賃貸住宅の建設・建替えに当たっては、高齢者世帯が安心して暮らし続けられるための施設や住宅の確保・誘導を検討します。
特に、府営住宅については、あんしん住まい確保プロジェクトなどにより、地域の資産としてまちづくりへの活用を行います。
- ・ 市町と連携して地域活動を行う団体等による府営住宅の共同施設及び空き室の活用について検討を行います。

イ 民間賃貸住宅等の供給

- 今後増加する高齢者に対して、人口・世帯数の動向や住宅市場全体のストックの状況を踏まえ、需要側・供給側のニーズを的確に把握しながら、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進します。

<p>平成32年度までに新たに登録する サービス付き高齢者向け住宅 目標戸数 19,000戸</p>
--

- ・ 低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅の供給が促進されるよう、事業者への支援を行います。
 - ・ 登録時においては、登録基準に基づき的確に審査を行うとともに相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化等を事業者に指導し、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図ります。
 - ・ 高齢者が自らのニーズにあった住まいを選択できるよう、登録された住宅の情報をホームページや登録簿に登載するとともに、地域包括支援センターでの情報開示など、身近な地域での情報提供を積極的に実施します。
 - ・ 府民向けのセミナーの開催などにより情報発信に努めます。
 - ・ 府営住宅用地などを活用し、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進します。
- 民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅の管理が適正に行われるよう、引き続き指導監督を行います。
 - 有料老人ホームにおいて、適正な運営が図られるよう、老人福祉法に基づき、有料老人ホームに該当するものについて届出を促進するとともに、指導・研修会や立入検査等により指導・監督に努めます。

③ 住まいのバリアフリー化

ア 公的賃貸住宅のバリアフリー化

- 公的賃貸住宅を建設、増改築する際はバリアフリー化を実施するとともに、可能な限りエレベーターを設置します。
- 府営住宅で、建替えを行う住戸において、バリアフリー化された「あいあい住宅」を供給します。

イ 民間住宅のバリアフリー化

- 民間住宅のバリアフリー化の普及を図るため、次の各種制度の活用を促進します。
 - ・ 民間賃貸住宅の空家をリフォームし、高齢者・障がい者世帯等の住宅確保要配慮者向けに賃貸する事業を支援する制度(国制度)の活用促進を図るとともに、制度を活用しリフォームを行った住宅を大阪あんしん賃貸住宅支援事業に登録要請
 - ・ 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の普及
 - ・ 介護保険法に基づく住宅改修費の支給や市町村による住宅改造費の助成等の活用

- ・ リバースモーゲージの活用促進(再掲)
 - ・ 悪質リフォーム対策の推進のための事例の収集・分析・調査等
 - ・ リフォーム時の検査と保証がセットになった「リフォーム工事瑕疵担保責任保険」の活用
 - ・ リフォームに関する諸制度の情報提供(ホームページの活用、市町村ほか関係団体等への情報提供)
- 住宅のバリアフリー化の際のバリアフリーの専門知識を持った事業者の情報提供、トラブルに遭った場合などの相談に対応する仕組みの構築に取り組みます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出かけ、店舗等の建築物や駅、道路、公園などの都市施設を容易に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、高齢者等に配慮したまちづくりを推進します。

- 建築物についてバリアフリーに関する基準への適合を義務づけるほか、福祉のまちづくり条例に関する指導啓発を行うとともに、必要に応じて基準等の見直しを行います。
- バリアフリー法に基づく高齢者や障がい者が参画した協議会や認定制度の活用を促進するなど、福祉のまちづくりを推進します。
- 福祉のまちづくりの考え方や必要性についての理解を深め、主体的な取組みを促すために、各種業界団体や市町村と連携した啓発のほか、インターネットや民間の情報媒体を活用したバリアフリーに関する情報発信、条例に基づく事前協議等を通じた助言を実施します。
- バリアフリー法に基づき、駅などの旅客施設、周辺道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を推進します。
駅や特に公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の移動等円滑化のため、市町村による基本構想の作成を推進し、高齢者、障がい者が参画した構想作成のための協議会の運営等の取組みを促進します。
また、同基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。
- 不特定多数の府民が利用する府有施設について、バリアフリー適合調査を実施し、計画的なバリアフリー化を推進します。
- 歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の有効幅員(2m以上)の確保、段差改善等を推進します。

- 公園内の散策ルートや健康遊具の設置、ヒーリングガーデナー(公園内の案内や移動のサポートを行う公園ボランティア)の養成、健康遊具を使った「うんどう教室」の実施など府営公園の高齢者や障がい者の利用を促進します。
- 高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対する「リフト付き福祉タクシー」の広報・啓発活動、安全やサービス向上のための乗務員研修について必要な助言等に努めます。
- NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである「福祉有償運送」について、制度周知や広域的な調整を行います。

〈主な取組み〉

〈高齢者の居住ニーズに対応した住宅の確保〉

- 高齢者の居住の安定に向けた取組み
 - ・ 大阪あんしん賃貸支援事業の充実
 - ・ ホームページ「大阪府高齢者の住まいナビ」の運用による高齢者の住まいの情報提供
- 高齢者・障がい者の居住ニーズに対応した住宅の整備
 - ・ 「ふれあいリビング」などの入居者のコミュニティの活性化等に効果がある取組みの推進
 - ・ 車いす常用者世帯のためのMAIハウス等の供給
 - ・ あんしん住まい確保プロジェクトによる府営住宅資産の活用
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
 - ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の適正管理
- 住まいのバリアフリー化
 - ・ 府営住宅の建替えにおける「あいあい住宅」の供給
 - ・ 既設の公的賃貸住宅へのエレベーターの設置、住戸内、屋外通路のバリアフリー化
 - ・ 民間住宅のバリアフリー化のための各種制度の活用
(リフォーム補助制度、介護保険法による住宅改造費助成、リフォーム工事瑕疵担保責任保険等)

〈福祉のまちづくりの推進〉

- ・ 建築物、旅客施設、周辺道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化
- ・ インターネット等情報媒体の活用によるバリアフリー情報の発信
- ・ 不特定多数の府民が利用する府有施設のバリアフリー適合調査の実施

第1節 地域包括ケアシステムの構築

第6項 権利擁護の推進

- 人権尊重の理念のもと、介護が必要となっても高齢者が自らの意思で暮らし、自己実現できるような支援体制の整備が必要です。
- 今後、介護が必要となる高齢者や認知症高齢者が増加することから、日常生活上の支援や成年後見制度の利用による法律的な支援、高齢者虐待の防止や消費者被害への対応など、高齢者等の尊厳を保持し権利を擁護するための取組みを推進します。

【現状と課題】

- 平成23年6月の老人福祉法の改正により、成年後見制度の推進が市町村の努力義務として定められました。

- ・ 市民後見推進事業実施市町村 2市（平成23年度）
- ・ 成年後見等開始の市町村長申立て件数 299件（平成22年度）

府は、大阪府社会福祉協議会の大阪後見支援センターと連携して成年後見制度の広報・啓発を行うとともに、同センターの相談業務等を支援しています。

- 認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中で、日常生活自立支援事業の利用者が増加しています。

利用者数：平成20年度	1,321人
平成22年度	1,624人

- 高齢者虐待防止の周知や理解は進みつつありますが、高齢者虐待の数は年々増加しています。

	家庭内で虐待事実が確認された件数（加付内は相談・通報件数）	養介護施設従事者等による虐待事実が確認された件数
平成18年度	957件（1,246件）	4件
平成19年度	949件（1,358件）	3件
平成20年度	1,093件（1,521件）	7件
平成21年度	1,036件（1,443件）	7件
平成22年度	1,233件（1,763件）	6件

- 高齢者虐待への対応は、未然防止、早期発見・早期対応、被虐待者や養護者・家族等への適切な支援の実施、地域で高齢者虐待を防止するための意識啓発活動や高齢者虐待防止ネットワークの構築が必要です。
また、施設等における虐待や身体拘束をなくす取組みの促進が必要です。
- 高齢者が犯罪被害等に巻き込まれることなく、安心して暮らしていくためには、犯罪を発生させない環境づくりの推進や消費者被害の未然防止・拡大防止が必要です。

【施策の方向】

(1) 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の展開

- 成年後見制度の普及・啓発を行うため、大阪後見支援センターを運営する大阪府社会福祉協議会のホームページや機関紙による紹介、各種会議でのパンフレットの配布、同センターの取組み支援、関係職員への研修会などを実施します。
- 費用負担を理由に成年後見制度の利用が進まないことがないように、地域支援事業のメニューの一つである成年後見制度利用支援事業が適切に実施されるよう、市町村に働きかけます。
- 成年後見制度における市町村長申立てが活用されるように、手引きの配布や研修の実施、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等と連携を強化して、市町村長申立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。
- 急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。
- 日常生活自立支援事業の継続的・安定的な事業運営が可能となるように、安定的な財源確保や府と市町村の役割分担の明確化など制度改革を国に働きかけます。

(2) 高齢者虐待防止等の取組み推進

① 高齢者虐待防止のための取組み

- 高齢者虐待防止について、府民や養介護施設従事者などの関係機関等に対して啓発に努めます。
- 地域で高齢者虐待を防止するためのネットワークが構築されるように、情報交換の場の設定などにより市町村の取組みを支援します。
- 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待への第一義的な対応は市町村の責務とされており、市町村の高齢者虐待対応力向上を図るため、市町村や地

域包括支援センター職員に対し研修を実施します。

- 養護者による虐待については、支援困難事例に対応する専門相談窓口の設置や弁護士等の専門家の派遣等含めた事例介入支援、市町村での取組み状況など情報交換の場の設定、高齢者虐待対応事案への自己評価手法の普及などを行います。
- 養介護施設従事者等による虐待については、介護保険施設等の職員に対し、集団指導等の場において高齢者虐待防止の啓発と各施設における伝達研修の徹底を働きかけるとともに、市町村と連携して老人福祉法又は介護保険法の権限を適切に行使します。

② 施設等における身体拘束ゼロに向けた取組み

- 介護保険施設等の職員を対象とした研修事業の実施や集団指導、実地指導等での指導の実施など、身体拘束ゼロに向けた取組みを進めます。
また、市町村や関係機関と連携しながら、施設等における研修などの身体拘束ゼロを目指した自主的な取組みを支援します。

(3) 犯罪被害等の未然防止

- 高齢者がより安心・安全な消費生活をおくることができるように、消費生活センターにおいて情報提供のための効果的な啓発を行います。
- 消費生活部門と福祉部門が情報を共有し、関係機関と連携して、高齢者の被害防止・拡大防止を図る仕組みづくりを行います。
- 道路・公園等について、大阪府安全なまちづくり条例に基づく犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設の整備を進めます。
- 公園において、LED化を含む照明灯の増設・改修、適切な植栽維持管理(死角の解消)を進めます。

<主な取組み>

- 成年後見制度普及、啓発への支援
 - ・ 地域福祉推進支援事業による大阪後見支援センターへの支援
 - ・ 市町村が実施する市民後見推進事業への支援

- 高齢者虐待防止の普及・啓発
 - ・ 介護保険施設等の集団指導やホームページなどによる高齢者虐待防止に関する啓発

- 市町村における高齢者虐待防止体制整備への支援
 - ・ 高齢者虐待対応実務者対応力向上研修の実施
 - ・ 支援困難事例に対応する専門相談窓口の設置、専門家(弁護士、社会福祉士等)の派遣等を含めた事例介入支援の実施
 - ・ 府内の現状や共通認識、情報交換の場の設定(市町村連絡会議)
 - ・ 高齢者虐待対応事案への自己評価手法の検証と普及

- 犯罪被害等の未然防止
 - ・ 暮らしのナビゲーターの養成・派遣
 - ・ リーフレット等の配布及び教材の作成・配布
 - ・ 「高齢者・障がい者等の消費者被害に対する連絡会議」の開催

第1節 地域包括ケアシステムの構築

第7項 災害時における高齢者支援体制の確立

- 平成23年3月に発生した東日本大震災において明らかになった高齢者支援体制の課題や問題を踏まえ、今後、発生が予測される東南海・南海地震等の大規模災害への備えを充実強化することが必要です。

【現状と課題】

- 平常時から要援護者の把握、日常的な見守りを行い、災害時には迅速な避難誘導や福祉避難所の開設、その後の避難所生活における必要な福祉サービスや医療的ケアの継続など、要援護者の多様な状況やニーズに的確に対応できる体制づくりが求められます。

【施策の方向】

- 「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」に基づき、高齢者等の災害時要援護者の把握や避難誘導、避難生活の支援など、要援護者一人ひとりに対する支援体制（支援プラン）が整備されるように市町村の支援に努めます。具体的な取組みとしては、「災害時要援護者名簿」の整備と「個別計画」の策定、さらには福祉避難所の指定を進めるよう市町村に働きかけるとともに、協力・支援します。
- 各地域の実情に即して、地域あんしんシステムなどIT技術の活用による日常の見守り活動の充実や、医療情報キットの配布、お薬手帳の活用等による医療情報の把握など、災害時の安全確保に取り組むよう市町村に働きかけます。
- 介護保険施設に対する地震防災マニュアルの作成など施設の自主的な取組みを促進します。
- 災害時に活動を行うボランティアの支援、被災地におけるサービス確保に必要な事業者間や施設間の職員派遣の調整など、支援体制のあり方について市町村や社会福祉協議会等の関係団体とも連携して検討します。

第2節 認知症高齢者等支援策の充実

第1項 認知症に対する理解の促進

- 府における認知症高齢者の数は、高齢者人口の伸びを大きく上回って増加し、2025年には高齢者人口(240万人)の約1割を占める22万3千人に達すると見込まれています。
- 認知症の人が住み慣れた地域で尊厳を持って穏やかに暮らすことのできる地域社会の実現は、高齢化のピークを迎える時期を見すえて取り組むべき地域包括ケアシステム構築の中でも最も重要な課題の一つです。
- 認知症の人への対応には、高齢者等の尊厳の保持や介護者の負担の軽減、認知症に関する正しい理解の促進といった様々な課題があります。
- こうした課題に適切かつ着実に対応するためには、府民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持ち理解することが基本であることから、認知症に関する理解を促進するための施策を引き続き積極的に進めていきます。

【現状と課題】

- 認知症施策については、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、地域単位で総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要です。
- 市町村とともにパンフレットやホームページなどにより、認知症に関する啓発を行っていますが、まだまだ十分とは言えません。
- 今後、認知症高齢者が急増すると、行政や家族のみでは対応が不可能であるため、地域の住民が、認知症に関する正しい知識を持って本人や家族を支えていくことが必要です。

そのため、認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成を行っていますが、総人口に占める認知症サポーター、キャラバン・メイトの割合は全国平均よりも低い状況です。

区 分	大 阪 府	全 国
認知症サポーター数 ①	113,307 人	2,297,817 人
キャラバン・メイト数 ②	2,947 人	56,840 人
①及び②が総人口に占める割合	1.34%	1.85%

(平成23年3月31日現在)

【施策の方向】

- 地域住民の認知症に対する正しい知識と理解を普及するため、市町村等とともに広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して認知症に関する啓発を行います。
- 認知症の人が、地域で安心して暮らしていくため、認知症に対する正しい知識を持ち理解する認知症サポーター等を市町村とともに計画的に養成していきます。

認知症サポーター等の養成目標

平成 26 年度までに全市町村において人口比 3%以上の養成

- 認知症サポーターを増やしていくためには、養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの活動が重要となります。キャラバン・メイトの有志により構成された「大阪府認知症キャラバン・メイト連絡会」と連携して、その活動の支援を行うとともに、キャラバン・メイトのフォローアップ研修を行っていきます。

<主な取組み>

- ・ 広報紙、パンフレット、ホームページ等による認知症に関する啓発
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催促進
- ・ キャラバン・メイトの養成及び活動・情報交換支援

コラム～地域包括ケアの実現に向けた取組紹介～

要介護者と介護者家族の福祉向上をめざして 大阪府介護者(家族)の会連絡会

〈介護者の抱える悩み〉

- * 介護について一人で悩んでいる
- * 介護におわれ疲れている
- * 介護保険制度がよく分からない
- * 介護に関する情報がなくて困っている など

介護者(家族)の会は、介護について悩みを持つものどうしが情報を共有し、励まし、助け合い、解決していくための会です。

本連絡会は平成8年2月に発足し、府内25市町の会が会員です(平成24年3月現在)。

介護に関する制度・施策の整備が進められる一方で、老老介護や認知症のひとり暮らし高齢者、遠距離介護、若年性認知症など、地域において介護者や要介護者が抱える課題は複雑深刻化しています。

各会では「わかりあえる仲間がいます」を合言葉に、若い介護者、男性介護者、認知症の家族、施設利用者家族、看取り後の家族のつどいなど、情報交換や悩みを共有する例会をはじめ、リフレッシュ事業、相談事業、勉強会、機関紙の発行などを行っています。介護する事情や生活環境は多様ですが、細かなニーズや思いを大切に活動を行っています。

【若い家族介護者交流会】豊中市老人介護者(家族)の会

子育てや仕事と介護の両立をしなければならぬ若い人たちが増えています。社会から孤立し、情報も入らず、相談相手もなく、SOSも出せず、介護うつや育児うつになる人もいます。

「仕事を辞めざるをえなくなった」「思わず親を怒鳴った」などの相談も寄せられ、20年前から電話や対面による相談、居場所づくりを行ってきました。交流会は平成18年から毎年開催しており、幼児を連れての参加者も多く、いつもアットホームな雰囲気です。参加者からは「友人に話しても分かってもらえなかったが、ここでは温かく包んでもらえる」と、同じような環境だからこそ分かり合うことができます。



【当事者の視点に立った啓発活動】阪南市介護者（家族）の会

家族が介護に直面したとき、介護保険制度の仕組みが分からず、初めての介護保険事業所や医療機関の利用に戸惑います。事業所等へアンケートを実施し、当事者の立場から制度や市内の事業所等の概要を分かりやすく紹介したガイドブックを平成14年から3回発行。介護を経験したからこそ分かり得る、家族が知りたい情報を掲載することで、利用者をはじめ関係機関にも広く活用されています。



また、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには地域の理解が欠かせません。行政と協力し、平成18年度から一般市民を対象にした認知症講演会を実施し、くわえて認知症サポーター養成講座等も開催。当事者の声を市民に届ける啓発活動に力を入れています。



第2節 認知症高齢者等支援策の充実

第2項 認知症高齢者やその家族の支援体制の構築

- 認知症高齢者を見守り、必要なサービスにつないでいくなど、地域における様々な社会資源が連携した認知症高齢者やその家族を支援する体制の構築に取り組みます。
- 認知症高齢者のニーズはもとより、家族の介護負担を軽減するレスパイトケアの観点から、地域における相談体制の充実や在宅生活を支援するためのサービス提供体制の確保に取り組みます。

【現状と課題】

- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要です。
 国の補助事業の改正により、従来、認知症疾患医療センターの所在する市町村の地域包括支援センターのみに配置していた認知症連携担当者が、認知症地域支援推進員としてすべての市町村に配置することが可能となりました。今後は、市町村において医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を中心として、介護と医療の連携強化や、地域における認知症の人への支援体制を構築していくことが必要です。
- 在宅の認知症高齢者や家族が地域において孤立しないように、日々の声かけ等により、その状況やニーズを日常的に把握するなど、地域の関係者やボランティア、家族会等による見守りネットワークの構築が進んでいます。また、警察や消防などの公的機関や、バス・タクシー会社などの事業者等を巻き込んだ、認知症高齢者が行方不明になった場合の緊急連絡ネットワークを整備している地域もあります。
- 家族等が孤立して介護の悩みなどを抱え込むことのないように、認知症高齢者やその家族が気軽に相談できる体制の構築と、相談に結びついていない潜在的な需要への対応が必要です。また、相談内容を、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等の関係機関が行う支援へ適切につなぐ連携体制の強化が重要です。
 そこで、認知症高齢者やその家族だけでなく、地域包括支援センター職員や市町村職員、介護支援専門員等を対象に、認知症に関する様々な相談に対応する認知症コールセンターを設置しており、認知症高齢者やその家族の自宅への訪問相談も実施しています。

- 環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を維持するために有効なサービスとして認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスの普及が期待されています。

また、認知症患者の中には、妄想等の症状がひどく、入院治療が必要な人もいますが、適切な治療と看護を受ければ、1～2か月程度で退院できることが多いとされています。しかし、適切な受入れ先がなく、長期にわたって入院を余儀なくされている人がいます。今後、こうした人の退院を促進するためにも、地域での受入れ先となる地域密着型サービスの充実が重要となります。

しかしながら、地域密着型サービスの中でも、特に「通い」を中心に「泊り」、「訪問」など多様なサービスが利用できるとして期待されている「小規模多機能型居宅介護サービス」については、整備が遅れているのが現状です。

【施策の方向】

(1) 認知症地域支援推進員の設置の促進

- 国の補助制度などを活用して、医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を配置するように、市町村に働きかけます。

(2) 認知症の人を支える地域におけるネットワークの構築（地域の見守り力の向上）

- 認知症高齢者に対し、状態に応じた適切なサービスを提供できる「認知症の人がいつまでも安心して暮らせるまちづくり」に向け、認知症地域支援推進員を中心に、地域包括支援センター、社会福祉協議会、家族の会、介護サービス事業所、認知症サポーター等、地域において認知症高齢者等を支援する関係者で構成する地域ネットワークの構築を支援していきます。
- 認知症の人や家族を地域で支える基礎となる認知症サポーター、キャラバン・メイトのさらなる活動の支援を行うとともに、地域の多様な主体が参画した徘徊・見守りSOSネットワークの普及及び広域化への支援などにより、地域の見守り力の向上に努めます。
- 府指定の各認知症疾患医療センターに配置されている連携担当者と地域包括支援センターが連携して、認知症高齢者が安心して地域生活を過ごせるよう支援します。

(3) 相談支援体制の充実

- 相談機関について、一層の周知を推進します。特に、地域包括支援センターについては、認知症など高齢者を取り巻く課題の総合窓口であることから広く周知します。

また、認知症に関する相談に適切に対応するため、研修の実施により地域包括

支援センター職員等の相談対応力の強化を支援します。

- 認知症コールセンターでは、認知症高齢者やその家族からの認知症に関する様々な相談に対応するとともに、自宅への訪問相談など、家族に対するレスパイトケア(被介護者を一時的に預かり介護者を休息させること)やピアカウンセリング(認知症高齢者を介護している家族に対し、介護経験のある者が話し相手として相談に乗ること)に結びつけるよう支援を行います。また、地域包括支援センター職員や市町村職員、介護支援専門員等からの認知症に関する相談や地域ケア会議へのアドバイスにも対応します。
- 府保健所(こころの健康相談)、認知症疾患医療センター等において認知症の医療に関する相談に対応します。

(4) 地域密着型サービスの普及促進

- 認知症高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの普及・充実を支援します。
(地域密着型サービスについては第6節第2項参照)

<主な取組み>

- 認知症高齢者やその家族の生活を支える仕組みづくりと地域におけるネットワークの構築支援
 - ・ 医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人等への効果的な支援を行う認知症地域支援推進員の設置促進とその活動支援
 - ・ 認知症サポーター養成講座の開催促進、キャラバン・メイト連絡会の活動支援
 - ・ 徘徊・見守りSOSネットワークの普及と広域化支援
- 認知症相談対応機関の周知
 - ・ 高齢者月間等における広報紙などによる認知症コールセンター等認知症相談対応機関の周知
- 地域包括支援センター職員の認知症への相談対応力向上支援
 - ・ 地域包括支援センター職員に対する研修の実施

第2節 認知症高齢者等支援策の充実

第3項 医療との連携の促進

- 認知症高齢者の支援を効果的に進めていくためには、早期の発見と的確な診断や治療、確定診断に基づいた適切な介護方針の決定、家族への相談や支援を行うことが重要であることから、認知症医療との連携を進めます。

【現状と課題】

- 認知症の疑いがある場合には、専門医療に早期にかかることにより、迅速な鑑別診断を行い、確定診断に基づいた適切な医療や介護の方針を決定することが必要不可欠です。
また、中核症状と行動・心理症状を特徴とする認知症においては、早期の鑑別診断と適切な服薬管理といった医療的アプローチとともに、医療と介護の両者が適切に連携し介入するという多職種連携と地域全体で包括的に支援する体制を構築していくことが必要です。
- 早期発見の観点から、高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）において、認知症に対する適切な診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く手法を習得していることが必要です。
これらのことから、かかりつけ医への助言その他の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の役割が重要となります。
- 地域において関係機関との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体的合併症に対する急性期治療等を実施している認知症疾患医療センターがありますが、府民やかかりつけ医に、あまり知られていないのが現状です。

【施策の方向】

- 認知症医療における医療・介護連携の推進に当たり重要な存在である認知症サポート医の養成を進めます。また、認知症サポート医が、かかりつけ医に適切なアドバイスをできるように、認知症に関する最新かつ実用的な知識や地域連携に関する手法等の研修を実施し、認知症サポート医、かかりつけ医、地域包括支援センター、専門医、認知症疾患医療センター等が連携し、地域の相談窓口からスムーズに認知症医療につなぐための体制づくりを支援します。

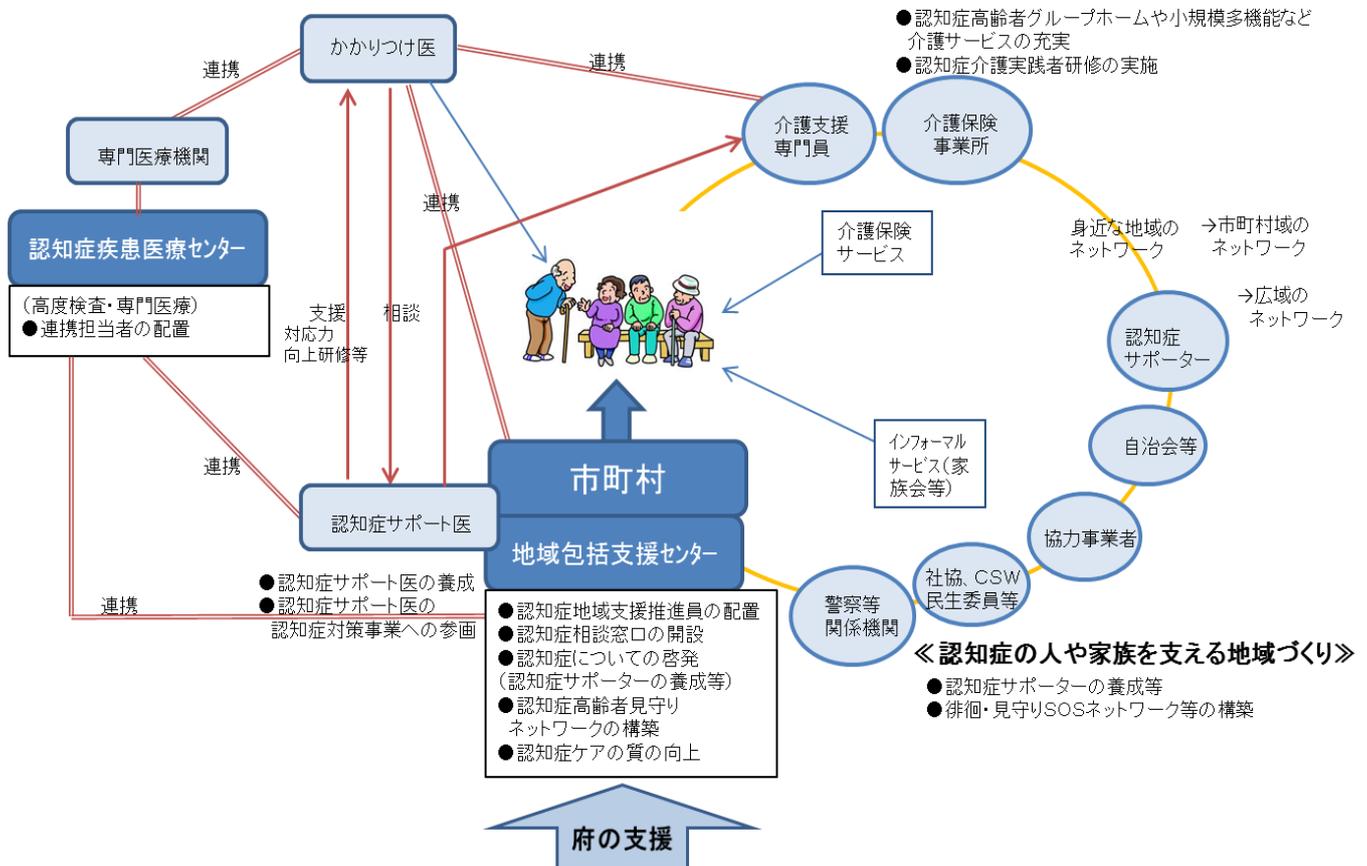
- 高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、認知症患者が見過ごされることがないように、適切な認知症診断の知識・技術や認知症高齢者とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において認知症の発生初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ります。
- 認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療等を実施している認知症疾患医療センターについて、センターにおける専門相談機能を活用し、医療と介護の連携を進めます。
また、府民やかかりつけ医にあまり知られていない現状があるため、今後一層の周知を行っていきます。

<主な取組み>

- ・ 認知症サポート医養成研修
- ・ 認知症サポート医フォローアップ研修
- ・ かかりつけ医認知症対応力向上研修
- ・ 認知症疾患医療センターの府民やかかりつけ医等へのさらなる周知

《早期診断と適切な治療のための医療体制の確保》

《介護サービスの充実・強化》



コラム～地域包括ケアの実現に向けた取組紹介

大阪府医師会における認知症対策支援 社団法人 大阪府医師会

1 認知症対策事業

大阪府医師会では、介護・高齢者福祉委員会を中心として、以下のとおり、各種の認知症対策事業を行っています。

◇ 認知症に関する理解の促進

◇ かかりつけ医の認知症に対する適切な知識・技術の習得

◇ 認知症サポート医※の養成、フォローアップ

※ 認知症における地域

○ 「認知症啓発ポスター」の配布をはじめとする啓発活動等の実施

○ かかりつけ医認知症対応力向上研修(主治医意見書作成研修事業と合同で、「主治医意見書・認知症対応力向上合同研修」として実施)

○ 認知症サポート医フォローアップ研修等

○ 認知症サポート医養成研修
(受講医師の派遣)

直轄事業

大阪府の認知症・高齢者虐待防止対策専門委員会等に参画し、様々な提言を行っています。

2 大阪市における取組み

「認知症高齢者支援ネットワークの構築」「認知症高齢者および介護家族への相談支援」「認知症理解の普及促進」を3本の柱として、大阪府が行う以下の事業に参画し、認知症高齢者支援の取り組みを進めています。

① 認知症高齢者支援ネットワーク事業(区社協委託)、

区社協委託ですが地区医師会の協力は必須であり、連絡会議への参加、事例検討会やシンポジウムの開催、各区の状況に応じたネットワークの構築等に参画しています。

② 認知症地域ケア多職種共同研修事業

(市内各医師会委託・専門職研修／区社協委託・認知症高齢者支援者研修)

①を経て、認知症施策を推進する地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所、医師、看護師等の専門職による認知症研修を通じて、地域における認知症施策についての意識の向上と共通理解を推進し、多職種協働に対する具体的方策を講じることを目的としています。

③ 認知症高齢者地域ケア推進強化事業(市内各医師会委託)

②を経て、これまでの成果を活用、発展させ、認知症の人の支援に携わる住民、関係者等による認知症の早期発見・診断の対応に向けて、区域ケアの意識の向上と共通理解を更に強固にするため、認知症医療に関わる正しい知識の普及推進を目的としています。

④ 認知症対策連携強化事業(市社協委託)

認知症疾患医療センターとして大阪市立弘済院附属病院(北エリア)、ほくとクリニック病院(中央エリア)、大阪市立大学医学部附属病院(南エリア)の3病院が指定されたことに伴い、これに対応して認知症地域支援推進員と嘱託医(認知症サポート医)をエリア毎に配置し、地域における認知症ケア体制や医療連携体制の更なる強化を図ることを目的としています。

⑤ 認知症疾患医療センター連携協議会の開催 等

構成は、④のメンバーに地域医療代表として本会の役員が加わり、セミナー等の開催を行うとともに、3認知症疾患医療センター間等の連携強化に取り組んでいます。

(平成 23 年度)

第2節 認知症高齢者等支援策の充実

第4項 認知症介護の質の向上と人材育成

- 認知症高齢者に対する介護技術及び介護サービスの向上に引き続き取り組みます。

【現状と課題】

- 認知症ケアにおいては、高齢者の「尊厳の保持」を基本として、それぞれの人の症状や状態に合わせた適切な支援が必要です。
認知症高齢者に良質なケアを提供するためには、ケア従事者が認知症に対応する技術を向上していく必要があります。

【施策の方向】

- 高齢者介護実践者等に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

<主な取り組み>

- ・ 認知症介護実践研修実践者研修
- ・ 認知症介護実践研修実践リーダー研修
- ・ 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・ 認知症介護指導者養成研修
- ・ 認知症介護指導者フォローアップ研修

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第1項 介護予防事業の円滑な提供

- 高齢者ができるだけ介護が必要な状態にならず、自立した生活を営むことができるためには、介護予防は非常に重要です。介護予防は、個人の選択と意欲に基づいて行う重要な「自助」活動です。
- 広く介護予防の重要性を周知し、高齢者が気軽に介護予防の取組みに参加し、継続できる施策を展開するように市町村を支援します。

【現状と課題】

- 介護予防事業については、地域支援事業実施要綱が改正され(平成22年8月)、介護予防事業の対象者の把握方法(スクリーニング)が簡素化されました。このことにより、事業対象者数は増えましたが、二次予防事業への参加率は依然として低い状況です。
また、介護予防事業に参加し、心身の状況が改善した人で事業終了後も継続して介護予防に取り組んでいる人は少ない状況です。
- 介護予防事業は、高齢者が気軽に、継続して取り組めるようにすることが必要です。市町村の中には、参加率・継続率の向上のため、一次予防事業を充実させ、元気な時から事業参加を促すことにより、自然と二次予防事業に移行できる体制整備を行うものや、地域活動の中で継続的に介護予防の取組みが行えるような仕掛けづくりを行うものなど、地域特性に応じて様々な工夫をした事業展開を行っているところがあります。
このような効果的な取組みや魅力的なプログラムを増やしていく必要があります。
- 市町村が実施している介護予防事業は通所型のものが多く、訪問型の事業は少ない状況です。
閉じこもりがちな高齢者などは、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難であり、このような方が介護予防に取り組めるような事業の展開が必要です。
- 要支援と非該当を行き来しているような高齢者について、切れ目なくサービスを提供できるように、介護予防事業、任意事業、予防給付を一体化した「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施を促進する必要があります。

【施策の方向】

- 高齢者の方が介護予防事業に気軽に取り組み、継続して活動できるように、魅力のあるプログラムの紹介や効果的な事業例などの情報提供を行い、市町村の効果的な事業の実施を支援します。

(効果的な事業例)

- ・ 高齢者の集いなど日常的な集まりの中で、介護予防事業を展開
 - ・ 広く高齢者の参加を募ることで、二次予防事業対象の高齢者が参加しやすくなることから、一次予防事業を中心にした介護予防事業を実施 など
- 閉じこもりがちな高齢者等の介護予防事業への参加を進めるため、訪問型の事業実施に向けた情報提供や情報交換の場を設置します。
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たっては、市町村が任意事業の内容を含めてサービス内容を再構築することが必要なことから、府として市町村に事業例を提示するなどの支援を行います。(再掲)

〈主な取組み〉

- 高齢者の心身機能や生活環境の改善に取り組む市町村を支援
 - ・ 地域支援事業交付金による支援(再掲)

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第2項 健康づくり

- 高齢期を健やかに、また可能な限り自立して過ごせるように、壮・中年期以前からの健康づくりや生活習慣病予防を推進します。
- 府民の健康づくりを支援するため、府保健所の機能を活用した地域保健の向上を進めるとともに、高齢者が健やかに暮らすために安全安心な食の確保に取り組めます。

【現状と課題】

(1) 大阪府健康増進計画の推進

- 「大阪府健康増進計画(計画期間:平成20~24年度)」に基づき、生活習慣病予防のため7つの分野(栄養・食生活、運動・身体活動、休養・こころの健康づくり、たばこ対策、健康診査・事後指導の充実、歯と口の健康、アルコール対策)に取り組んでいます。
- 平成24年度までを計画期間とする本計画の中間年にあたる平成22年度には、計画の進捗状況等における評価と、その結果を基にした目標値の見直し、および行動計画への反映を目的とした中間評価を実施しました。
この結果、平成22年度における「7分野における重点化した目標項目」について、目標値を達成していたものは1分野のみであり、分野により改善傾向にあるものと悪化傾向にあるものがありました。

分野	指標		大阪府民の健康・栄養状況(H15-18)	中間評価値	中間評価	H24目標値
栄養・食生活の改善	脂肪エネルギー比率		27.40%	27.20%	ほぼ変化なし または改善傾向	25%以下
	野菜摂取量		261g	265g		350g以上
	朝食欠食	20歳代男性	34.40%	31.70%		15%以下
		30歳代男性	24.50%	21.10%		15%以下
運動・日常生活	男性	8,078歩	7584歩	改善が見られ	10,000歩	

身体活動の習慣化	における歩数	女性	6,991 歩	6466 歩	ないまたは悪化傾向	9,000 歩
	運動習慣のある者の割合		34.10%	31.80%		44.2%以上
休養・こころの健康づくり	睡眠による休養が不足している者の割合		23.90%	22.80%	ほぼ変化なし または改善傾向	21%以下
	自殺者数			2079 人		1,500 人以下
たばこ対策の推進	喫煙する者の割合	男性	44.20%	46.50%	改善が見られないまたは悪化傾向	30%以下
		女性	13.60%	12.80%		5%以下
健康診査・事後指導の充実	がん検診受診率	胃がん		14.9% ～ 22.1%	改善が見られないまたは悪化傾向	50.00%
		子宮がん				50.00%
		肺がん				50.00%
		乳がん				50.00%
		大腸がん				50.00%
歯と口の健康づくり	80 歳で 20 本以上の歯を有する人の割合			29.6	目標達成	30%以上
	60 歳で 24 本以上の歯を有する人の割合			58.2		60%以上
アルコール対策	多量飲酒者の割合（1 日純アルコール約 60g ↑）	男性	6.70%	5.00%	改善が見られないまたは悪化傾向	4.1%以下
		女性	1.30%	0.70%		0.2%以下

(2) がん対策の推進

- 大阪府がん対策推進計画に基づき、「がん予防の推進」、「がんの早期発見」及び「がん医療の充実」を三本柱として、がん対策に取り組んでいます。
- がん年齢調整死亡率(75歳未満)は、101.8(平成17年)から93.8(平成21年)に減少してきましたが、がん検診受診率は全国最低水準で推移しており、引き続き、がんの正しい知識を普及し、がん検診に対する府民意識を高め、予防、早期発見、早期治療へつなげる取組みが必要です。

【施策の方向】

(1) 大阪府健康増進計画の推進

- 平成 22 年度に実施した上記の中間評価を踏まえ、生活習慣病予防のため7つの分野について、平成 24 年の目標値の達成に向け、①「府民全体に働きかける取組み」、②「ターゲットを絞った取組み」を推進するとともに、③「個人の取組みを支援する環境整備」を総合的に推進します。

また、現計画の最終年度となる平成 24 年度においては、最終評価を行うとともに、次期計画を策定します。

さらに、市町村健康増進計画の策定、同計画に基づく地域の実情に応じた健康づくり事業が円滑に推進できるよう指導・助言に努めます。

(2) がん対策の推進

- 「大阪府がん対策推進条例(平成 23 年4月1日施行)」を基本として、平成 20 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の評価と見直しを行います。

(3) 地域保健対策の推進

- 府保健所が有する地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮して、広域的業務の企画・調整や健康に関する情報の発信に引き続き努めます。

また、政令指定都市、中核市保健所との連携強化を図り、府保健所が現に保有する広域性が失われることのないよう努めていきます。

- 府保健所の高度専門性を活かし、市町村と連携しながら、専門的なケアや指導を必要とする方への支援や市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等の円滑な推進のための相談対応や技術的助言などを行います。

(4) 食の安全安心の確保の推進

- 高齢者の充実した食生活を実現するため、大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、食品による危害の防止を図ります。

<主な取組み>**《大阪府健康増進計画の推進》**

- 栄養・食生活の改善
 - ・ 「食育推進強化月間」、「野菜バリバリ朝食モリモリ」推進の日におけるイベントの実施
 - ・ 食ボランティアの育成、ボランティア活動の支援
 - ・ 飲食店等におけるメニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供等推進
- 運動・身体活動の習慣化
 - ・ ウォーキングコースや大規模自転車道の情報、ウォーキングイベント等の情報発信
 - ・ 日常生活の中で気軽にできる運動の普及・啓発
 - ・ 「階段利用の促進」を呼びかけるポスターの雛形をホームページで提供
- 休養・こころの健康づくり
 - ・ 相談や受診の勧め、周囲の人への理解の推進、こころの病気、自殺についての正しい知識の普及啓発
 - ・ 市町村が実施するこころの健康づくりに関する事業への講師等の派遣や最新情報の提供および充実
 - ・ 府庁内関係部署や関係機関・団体と協力した総合的な自殺防止支援
 - ・ 自殺予防に向けた大阪府こころの健康総合センターと協力した保健医療福祉関係職員等への研修の開催、府保健所等による個別ケースへの支援スキルの提供
- たばこ対策の推進
 - ・ 児童・生徒・学生へ喫煙防止の取組み支援
 - ・ 喫煙者に対する禁煙方法の情報提供や禁煙サポートの実施、保健医療従事者に対する研修会や情報提供
 - ・ 公共施設(官公庁・医療機関・学校・公共交通機関)における全面禁煙
 - ・ 健診・人間ドック等の機会を活用した喫煙者への禁煙サポート支援

- 健康診査・事後指導の充実
 - ・特定健診・特定保健指導の推進
 - ・市町村国民健康保険を中心に取組み状況や課題を把握し、人材育成や保健指導プログラムの開発等による受診率向上や保健指導充実に係る支援
 - ・地域・職域連携推進協議会を活用した市町村や医療保険者等、関係者間の総合調整
 - ・保健指導の対象ではないが循環器疾患の危険因子を有する人への保健指導等の推進
 - ・保健指導による改善実績のPR、保健指導実施者を対象とした研修会の開催
 - ・がん検診について、組織型検診(受診対象者を正しく把握した検診対象者台帳に基づく系統的受診勧奨、医療機関の検診精度の管理、精検受診などの追跡調査などが一体的に整備された検診方式)が全市町村に導入できるよう働きかける。
 - ・がん検診と特定健診の同時実施による受診しやすい環境の整備と検診機関の精度管理の向上
- 歯と口の健康づくり
 - ・小冊子配布や府ホームページの活用等による情報提供
 - ・成人歯科健診の充実
 - ・歯科保健関係者と歯科以外の職種者との協働による歯と口の健康づくりを支援
- アルコール対策
 - ・多量飲酒者に向けた適度な飲酒やアルコール依存症についての知識の普及啓発、府保健所のこころの健康相談などを活用した相談、早期治療の導入
 - ・アルコール依存症の予防と早期発見に向けた知識の普及・啓発、治療が必要な人が相談窓口や医療機関などを受診するための保健医療福祉従事者に対する研修や情報提供

《食の安全安心の確保》

- ・事故が発生した場合、重篤な影響を及ぼす可能性のある施設の監視強化(対象施設:高齢者福祉施設、高齢者配食サービス、弁当調製施設など)
- ・食中毒予防啓発(食中毒予防街頭キャンペーン、リスクコミュニケーションなど)

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第3項 社会参加の促進

- 高齢者の培った豊かな知識、経験、技能は、本人にとっても社会にとっても大きな財産であり、こうした能力を活用した社会貢献活動は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにもつながります。
- 今後、団塊の世代のリタイアに伴い、地域活動への潜在的な参加希望者が増えていくことが予想されることから、意欲ある高齢者が生涯現役で活躍できるように健康づくりや社会参加を支援します。

【現状と課題】

- 高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、元気な高齢者には、地域において支えられる側ではなく支える側として活躍してもらうことが期待されています。
このため、地域活動を自己実現の場として意識してもらい、実際の活動に結びつくように、NPO や企業等と協働でセミナーやイベント等を実施し、意欲あるシニア人材の発掘に努めています。
- 老人クラブは、身近な地域の活動を行っており、地域福祉の担い手として期待されていますが、会員数の減少や高齢化のため、新たな取組みによる組織の強化や活動の活性化を図る必要があります。
このため、平成23年度から地域課題に応じた新たな取組みを推進する補助制度に改正することにより老人クラブ活動を支援しています。

【大阪府老人クラブ連合会 クラブ数等の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
老人クラブ数	4,058	4,017	3,979
会員数	293,767人	290,085人	282,197人

- 「ねりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の高齢者を中心としたスポーツ、文化、健康、福祉等の総合的な祭典で、ふれあいと活力ある長寿社会の形成をめざし、大阪府選手団を派遣しています。
- 生涯学習は幼年期から高齢期までの各ライフステージにおいて、自らの意思に基づき行う学習、スポーツ、芸術、ボランティアや趣味などの活動であり、高齢者の生きがいづくりや社会参加に有効であることから、より参加しやすい仕組みを整えていくことが必要です。

- 多様化する地域の福祉課題を、ビジネス的手法を用いて解決する社会起業家には、地域住民が必要とするサービスの提供が期待されています。

【施策の方向】

- 元気な高齢者に地域活動の場への参加を促すため、シニア人材の発掘・養成から、実際の活動の紹介など、NPO や企業等と協働でセミナーやイベントなどを企画し、実施します。
- 府内全域で地域の実情に応じた老人クラブ活動が展開されるよう市町村及び大阪府老人クラブ連合会を通じて支援します。
- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣事業により、出場を目指した日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいを推進します。
また、選手が開催地において全国の人々と交流することにより、世代や地域を超えた新たな絆を形成し、誰もが輝き続けることができる社会の実現に努めます。
- 市町村、大学等の教育機関、NPO などの自主的な活動により、生涯学習を取り巻く環境は充実してきていますが、住民に身近な市町村を基軸に生涯学習施策が推進されるように、市町村のニーズ把握や連携などサポートに努めます。
- 大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携し、地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大など、質の高い福祉サービスの担い手の確保に努めるとともに、社会起業家の活動を支える中間支援組織(コンサルテーション等により、社会起業家の活動支援を専門的に行う団体)と連携しながら、社会起業家を育成、支援します。

〈主な取組み〉

- アクティブシニアがあふれる大阪事業への支援:地域活動や社会参加を行うシニア人材を講座やイベント等により育成する事業
- 高齢者地域活動推進事業(老人クラブ活動助成):市町村が主体的に取り組む地域活動のうち、高齢者の自主組織を通じて実施する事業「単位老人クラブ・市町村老人クラブ連合会」に助成
また、府域における健康づくり介護予防事業等に取り組む「大阪府老人クラブ連合会」を支援
- 障がい者や高齢者、児童などへの支援等、府民福祉の向上に寄与する活動を行っている団体の支援
 - ・ 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金による支援

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第4項 雇用・就業対策の推進

- 高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等を活かし、労働を通じて社会に貢献するため、就業意欲に応じて働き続けられるように、国や関係機関と連携しながら雇用・就業対策を推進します。

【現状と課題】

- 就労意欲が高く仕事に生きがいを感じている高齢者は多くおられます。
高齢者の雇用情勢が厳しい中、こうした高齢者の意欲、能力、経験が十分発揮できるように就業の機会に結びつけることが必要です。
府では、「高年齢者雇用促進フェア」事業や「JOBプラザOSAKA」において、高齢者等の就職困難者を対象に、相談・カウンセリング、職業紹介などを実施しています。
- 各市町村シルバー人材センターでは、会員である高齢者に対して、地域に密着した臨時的・短期的・軽易な仕事を提供しています。

シルバー人材センター事業実績（平成23年3月末現在）	
会員数	5万7,025人
平均年齢	69.5歳
設置状況	33市6町42団体

【施策の方向】

(1) 高齢者の雇用・就業の確保

- 市町村・ハローワークとの連携により「高年齢者雇用促進フェア」を開催し、地元企業等の求人情報提供や面接会、相談等を実施します。また、今後は商工会等と連携した事業展開を図ります。
- 高齢者の就職を支援するため、「JOBプラザOSAKA」において、きめ細かな就職支援サービスの提供をワンストップで行います。

(2) シルバー人材センター事業の促進

- 高齢者の能力を活かした就業機会を確保し、生きがいの充実と社会参加を促進するため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導・支援や各市町村シルバー人材センターに対する指導・助言を行い、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。

第4節 利用者支援の推進

第1項 制度周知等の推進

- サービスを必要とする高齢者が、確実に、また、自らの選択により適切に介護サービスを利用できるように、制度の趣旨や仕組み、サービスの利用手続き、介護サービス事業者に関する情報などを、的確にわかりやすく届けます。

【現状と課題】

- 大阪府では、パンフレットやホームページなどを活用して介護保険制度や高齢者福祉サービスの周知に取り組んでいます。
府の調査（高齢者の意識調査）によると、介護保険制度について「知っている」「聞いたことはあるが内容までは知らない」と回答した割合は 91.8%で、広く定着していると考えられます。
しかし、地域密着型サービスや介護予防という言葉の認知度が低く、「サービスの利用方法がわからない」「どのようなサービスがあるかわからない」といった理由で介護サービスを利用しない方もおられることから、引き続き制度の周知が必要です。
- 介護保険法等の改正に伴う制度変更や府民ニーズが見込まれるサービスについては、短期間で多くの方に情報が行きわたるように、重点的な広報活動が必要です。
- 情報提供に一定の配慮が必要な高齢者等には、周知に際しきめ細かな対応が必要です。
- 介護サービス情報の公表制度については、国において再構築中であり、平成 24 年 10 月頃から本格稼働の予定です。

【施策の方向】

(1) 広報の充実

- 様々な媒体を活用した広報活動により、制度の周知及び府民ニーズに対応した情報提供を行います。
特に、地域包括ケアシステムの実現に向け、住み慣れた自宅や地域での暮らしを支えるサービスや支援体制の周知に努めます。
- 情報が的確に利用者や家族に届くように、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員など地域の関係機関や社会資源との連携による手法を検討し、市

町村とともに効果的な広報活動を推進します。

- 高齢障がい者や在日外国人の方など情報入手に支援を要する方々への配慮を充実させます。

(2) ホームページを活用したサービス情報の提供

- 集団指導(年1回開催)や実地指導、新規事業者(居宅サービス事業・居宅介護支援事業)に対する指定時研修(毎月1回開催)等において、情報公表制度の適切な運用について事業者を指導します。
また、居宅サービスの指導権限を移譲した市町村に対しても、この旨を依頼します。

〈主な取組み〉

- パンフレットの作成・活用、ホームページの活用による制度周知、啓発
 - ・ 介護保険法等の改正に伴う制度変更内容の周知及び新サービスのPR
 - ・ 地域包括ケアシステムの実現に資するサービス・支援体制の周知
 - ・ 地域包括支援センターの周知(再掲)
 - ・ 認知症に関する正しい知識や相談窓口等の啓発(再掲)
- 高齢者虐待防止の啓発(再掲)
 - ・ ホームページ等による府民への啓発、事業者への集団指導等による啓発
- 高齢者保健福祉月間における取組み
 - ・ 広報紙等による認知症相談対応機関の周知(再掲)
 - ・ 啓発ポスターコンクール
- 行事を活用した広報・啓発
 - ・ 市町村等で開催される啓発イベントの周知
 - ・ 介護の日(11月11日)を通じた高齢者介護の啓発
- 点字版、ルビ打ち版、外国語版などのパンフレットの作成・活用

第4節 利用者支援の推進

第2項 相談・苦情解決体制の充実

- 高齢者が地域において、いつまでも暮らし続けるためには、介護サービスをはじめ、高齢者を支える様々なサービス等の情報が集約され、高齢者からの相談に対応できる窓口が、できるだけ身近なところに整備されていることが必要です。
- また、利用者の権利を守るだけでなく、サービスの質的な向上と介護保険制度の円滑な運営に当たるためにも介護サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応し、解決する体制の強化に努めていきます。

【現状と課題】

(1) 相談体制の充実

- 高齢者が様々な生活課題を抱えたときに、身近なところで容易に総合的な相談ができる体制づくりが必要です。
- 地域包括支援センターは、地域における身近な相談窓口として、また、「地域包括ケアシステム」の構築において中心的な役割が期待されていますが、府の調査（高齢者の意識調査）では、「全く知らない」という回答が45.5%を占めるなど認知度が低い状況です。
このため、地域包括支援センターの認知度を高めることが必要です。
- 一人暮らしの高齢者等の中でも閉じこもりがちな人のニーズは相談事案としてなかなか表面に出てこないため、これらのニーズを掘り起こすことも必要です。
- CSWについては、要援護者からの相談に対する個別支援だけでなく、要援護者を「本来対応すべき機関につなぎ」ながら、当該要援護者を地域で支えることができるネットワークの構築及び普遍的な仕組みの開発・提言という機能を充実させることが重要です。
- 相談を受ける際には、コミュニケーションに支援が必要な方々へのきめ細かい配慮が必要です。

(2) 苦情解決体制の充実

- 介護保険制度に関する苦情については、市町村が直接かつ総合的な窓口として対応します。市町村で解決できない介護サービスに関する苦情は、大阪府国民保険団体連合会が対応します。大阪府は必要に応じ関係機関の広域的・総合的な指導・調整を行います。大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会は、

福祉サービスに関する苦情について、助言、相談、あっせん等を行っています。

苦情に迅速かつ適切に対応するためには、それぞれが役割を十分果たし連携を密にしていく必要があります。

- サービス事業者は利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するよう国が定める運営基準に規定されていることから、事業者における苦情解決体制の機能的な整備が必要です。

【施策の方向】

(1) 相談体制の充実

- 身近な相談窓口を充実させるため、地域包括支援センターをはじめ、在宅介護支援センター、保健センター、隣保館、老人福祉センター、社会福祉協議会、医療機関、薬局(健康介護まちかど相談薬局)、住民の自主的な支援活動や、CSW、民生委員等と連携した取組みが地域の実情に応じて実施されるように、市町村に対する適切な助言に努めます。
- 地域包括支援センターの認知度を向上させるため、パンフレットやホームページを活用した広報活動に努めます。
- 一人暮らし高齢者等に対しては、民生委員、隣保館の相談員、介護相談員等が、高齢者のニーズを把握する訪問型の相談活動を行うよう働きかけます。
- 高齢、障がい、子ども等の属性や分野に関係なく、また制度の狭間の問題等既存の福祉サービスだけでは対応困難な福祉課題に対応するための地域福祉のセーフティネットを、地域の実情に応じて構築することを市町村に働きかけます。
- 高齢障がい者等が安心して相談することができるように、コミュニケーションの確保など、障がい等の特性に応じたきめ細かな対応を行うよう市町村に働きかけます。

(2) 苦情解決体制の充実

- 苦情の対応においては、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会との緊密な連携を図ります。
また、利用者から寄せられた苦情の集約・分析・市町村への情報提供を行うことにより、苦情対応体制強化の支援を行います。
- 大阪府国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用するなど、実地指導等の速やかな対応に努め、不正請求等重大な違反があれば指定取消や指定効力の停止等も視野にいれて厳正に対処していきます。

- サービス事業者に寄せられた苦情については、当該事業者が利用者の立場に立って迅速かつ適切に対応するよう指導するとともに、苦情解決責任者や社会福祉法人における第三者委員の設置等苦情解決体制を整備するよう事業者働きかけます。



コラム～地域包括ケアの実現に向けた取組紹介

大阪府社会福祉協議会の社会貢献事業 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

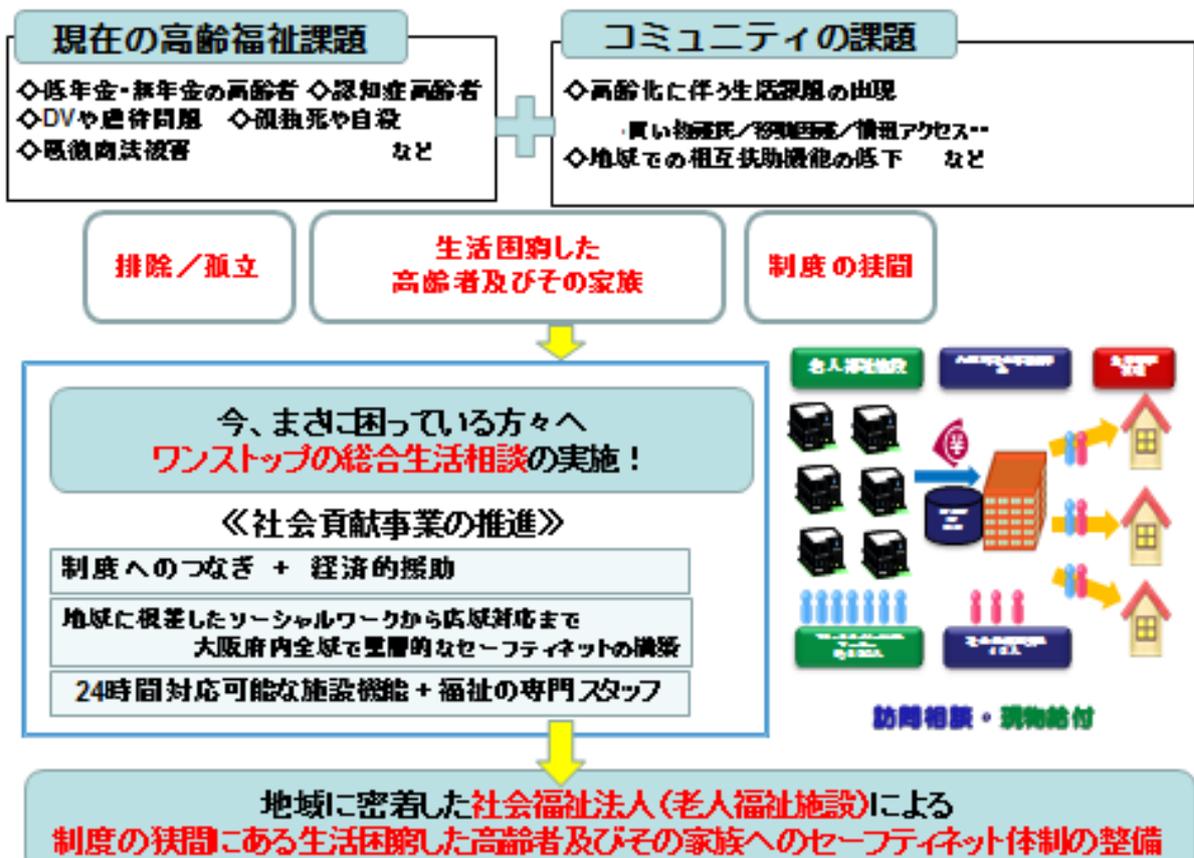
概要

大阪府社会福祉協議会老人施設部会では、制度の狭間等にあるため既存の制度だけでは対応が困難となっている方や地域で孤立し経済的にも困窮している方を支援する「社会貢献事業」を実施しています。

同事業は、府内の老人福祉施設の相談員（施設 CSW、600 名超）と、施設 CSW をサポートするとともに、広域的な調整を行う社会貢献支援員（大阪府社会福祉協議会が配置）が連携し、日頃から福祉委員や民生委員等の地域の会合にも参加して連携を密に図りながら、要援護者に対してアウトリーチによるワンストップの訪問相談等を行っています。加えて、老人福祉施設の自発的な拠出により基金を設置し、窮迫した要援護者に対してはその基金を活用して経済的支援（上限を 10 万円とする食材費や光熱費等の現物給付）を行うほか、適切な制度やサービスの利用支援をするなど、要援護者の生活問題の解決や自立支援を図っており、社会的孤立の問題に効果的に対応しています。

同事業は、制度の枠にとらわれない寄り添い方の個別支援を展開する総合生活相談事業であり、また特別養護老人ホーム等は 24 時間・365 日の対応が可能なことから、福祉の生活レスキュー活動として、家庭内暴力や虐待をはじめとしたより専門的な支援をきめ細かく行っています。

大阪府社会福祉協議会老人施設部会と大阪府社会福祉協議会が取り組む社会貢献事業



第4節 利用者支援の推進

第3項 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供

- 高齢者が自らの意思で安心してサービスを選択し利用できるように、個々の高齢者の状況に配慮したきめ細かな対応を行っていきます。

【現状と課題】

- 高齢障がい者や在日外国人などが、自らの意思でサービスを選択し、利用できるようにするためには、障がい種別による特性やコミュニケーションの確保など一人ひとりの状況に応じ、適切にサービスが提供されることが必要です。
- 要介護認定等に当たっては、障がいのある人など、高齢者一人ひとりの状態を審査・判定に正しく反映させることが求められます。
- 地域で暮らすハンセン病回復者が高齢化していく中で、介護・福祉サービスへのニーズが高まっているため、サービスの利用が円滑に行われるような取り組みが必要です。また、地域で介護等を担当する専門職等にハンセン病問題への認識を継続して啓発することが必要です。
- 所得の低い方の介護保険サービス利用が困難とならないように、各種負担軽減制度の適切な活用が求められます。
- 府では、ユニバーサルデザインに関する研究を行い、健康福祉分野での新産業創出等を促進する研究成果の普及に努めています。

【施策の方向】

(1) サービス提供における配慮

- 人権尊重の考えのもと、円滑なコミュニケーションを図り、高齢障がい者等の立場に立った適切なサービス提供を行うように、集団指導や実地指導など様々な機会を通じて事業者を指導します。

(2) 要介護認定における配慮

- 高齢障がい者や認知症高齢者など一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映するため、特記事項に介護の手に係る具体的な状況等を的確に記載するように、引き続き認定調査員に対する研修を実施します。

また、介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、引き続き介護認定審査会委員に対する研修を実施します。

- 認定調査の実施に当たっては、調査対象者本人から状態についての十分な説明を聞くとともに、本人等の希望に応じて生活面での困難を的確に説明できる者の同席や、コミュニケーションを確保するため、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、さらには筆談の利用などにより、調査員に対する意思の伝達を手助けする取組みを市町村とともに推進します。

(3) ハンセン病回復者とその家族等への支援

- 地域で暮らすハンセン病回復者や家族に対して、多方面から支援ができるように、ハンセン病回復者支援センター及び市町村、介護・福祉関係職員との連携を図ります。

(4) 低所得の人への配慮

- 介護保険制度における「高額介護サービス費」、「特定入所者介護サービス費」については利用者からの申請が必要ですので、市町村と連携しながらより一層の制度周知徹底に努めます。
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減は、生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるように、事業が拡大されたところであり、同制度が全ての法人で行われるよう引き続き働きかけます。

(5) 健康福祉産業の振興

- 高齢者の豊かな生活を支えるため、ユニバーサルデザイン及び健康福祉関連機器等の開発に際しての技術・デザイン面での企業への開発指導・相談の支援を行うなど、健康福祉産業の振興に努めます。

第4節 利用者支援の推進

第4項 適切な要介護認定

- 介護サービスの利用のための最も重要な手続きである要介護認定において、個人の身体の状況が正確に把握され、客観的で公正な判定が行われるように取り組みます。

【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、今後ますます要介護認定等の申請が増加することが見込まれる中で、要介護認定の平準化を図り、認知症高齢者や、さまざまな障がいのある方など高齢者一人ひとりの状態をより正確に反映させることが求められます。

【施策の方向】

- 要介護認定の平準化を図るため、介護認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医に対する研修の充実を図ります。
- 要介護認定に当たっては、高齢障がい者や認知症高齢者など一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映するため、特記事項に介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するように、引き続き認定調査員に対する研修を実施します。
特に、認定調査は、障がいや疾病の特性を適切に把握して行う必要があることから、障がいのある方、疾病のある方の認定調査時における留意点などについても研修を実施します。
- 介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、引き続き介護認定審査会委員に対する研修を実施します。
- 要介護認定にかかる審査判定の重要な資料となる主治医意見書の記載がより適切に行われるように、かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法等に関する研修を引き続き実施します。
- 認定調査の実施に当たっては、調査対象者本人から状態についての十分な説明を聞くとともに、本人等の希望に応じて生活面での困難を的確に説明できる者の同席や、コミュニケーションを確保するため、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、筆談の利用などにより、調査員に対する意思の伝達を手助けする取組みを市町村とともに推進します。
- これらの取組みを通じて、市町村において公平・公正で適切な要介護認定が実

施できるように、引き続き支援します。

<主な取組み>

- 認定調査員研修
 - ・新規研修
 - ・現任研修
- 介護認定審査会委員研修
- 主治医意見書作成研修
- 介護認定審査会運営適正化研修
 - ・介護認定審査会事務局職員



第4節 利用者支援の推進

第5項 不服申立ての審査（介護保険審査会）

- 市町村が行った処分に対する審査請求を審理する大阪府介護保険審査会の適切な運営に努めます。

要介護認定や保険料賦課等市町村が行った処分に対し、不服がある場合は、大阪府介護保険審査会に審査請求を行うことができます。

- 要介護認定に関する審査請求

保健・医療・福祉等に専門的知識を有する委員3人1組で構成する合議体を設置し、認定調査に疑義がある場合は、専門調査員による調査を行ったうえで審理・裁決を行います。

- 保険料の賦課等要介護認定以外の処分に関する審査請求

被保険者代表、保険者代表、法律等の専門家のそれぞれ3名の審査会委員で構成する合議体を設置し、審理・裁決を行います。

また、請求に係る法律上の問題を審理するため小委員会を設置し、審理の迅速化を図ります。



第5節 介護保険事業の適切な運営

第1項 介護サービス等の質の向上

- 府民の介護ニーズに応えるため、公・民の連携を図りながらサービスの提供に不可欠な人材の養成・確保を進めます。
- 人材の養成に当たっては、利用者本位の質の高いサービスが確保されるように専門性を高めるとともに人権の尊重を基軸とした高い倫理性の確立に努めます。

【現状と課題】

(1) 介護支援専門員

- 介護支援専門員は、利用者の立場に立ったケアマネジメントを行うことのできる高い専門性と人権意識が要求されます。
- 府では、介護支援専門員の継続的な養成、資質・専門性の向上を目的に、介護支援専門員を養成する「実務研修」をはじめ、資格更新の要件となる「更新研修」、包括的・継続的マネジメントを担う人材を養成する「主任介護支援専門員研修」等の研修を体系的に実施しています。
- 大阪府介護支援専門員登録簿登載者数及び介護支援専門員数は次のとおりです。

〈大阪府介護支援専門員登録簿登載者数及び介護支援専門員数〉

- ・大阪府介護支援専門員登録簿登載者数 38,776人
- ・上記のうち、介護支援専門員数（介護支援専門員証の交付を受けたもの）
37,862人（平成23年8月31日）

(2) 福祉・医療・保健の人材養成と確保、資質の向上

- 府では、介護職員、介護福祉士、社会福祉士、看護師、保健師等専門的人材の養成・確保及び資質向上を進めており、引き続き研修の質の確保や修学資金の貸与等を行っていくことが必要です。

介護員養成研修事業者の指定と修了者の状況＜実績ベース＞ (人)

	基礎研修	1級課程	2級課程	合計
指定事業者数(平成23年3月末現在)	58	9	252	319
修了者数(平成22年度中)	687	0	18,623	19,310
延べ修了者数(当初～平成22年度)	2,015	8,896	248,209	259,120

※1級課程及び基礎研修課程は、24年度末をもって実務者研修へ一本化となる見通し

- 「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に基づき、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件の下でたんの吸引及び経管栄養を行えるようになったことから、安全なサービス提供を行えるように適切な研修の実施が必要です。
- 社会福祉施設・事業所従業職員の資質向上(社会的要請への対応やスキルアップ等)を図ることが必要です。
- 増大する介護ニーズに対応するため、福祉分野における就業を促進することが必要です。
福祉・介護従事者を平成21年度から3年間で7,500人増の目標を部長マニフェストで設定しています。

人材確保事業による就業者数：2,976人

(H22までの累計4,496人増)

(3) 介護サービスの評価・公表

- 利用者が安心してサービスを利用できるように、サービス事業者の自己評価の実施や評価機関による評価の実施を推進しています。
- 介護サービスの情報の公表については、介護保険法改正に伴い、平成24年度からの公表前の調査の義務付けが廃止されました。

【施策の方向】**(1) 介護支援専門員への支援**

- 介護支援専門員の専門性や人権意識を高め、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるように、関係団体と連携しながら、研修の内容を充実します。
- 「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」では、国の示す標準カリキュラムに

加え、独自の内容を取り入れており、このような府独自の取組みを引き続き実施します。

(2) 福祉・医療・保健の人材養成と確保、資質の向上

① 人材の養成と確保、資質の向上

- 介護職員の研修事業者が実施する研修事業の質を確保するため、必要な指導を行います。
- 介護職員等がたんの吸引等に関する知識や技能を習得するため、登録要件を満たすものについては研修機関として登録し、研修体制の整備を進めます。また、適切な運営が行われるように、登録研修機関への必要な指導監督を行います。
- 介護福祉士および社会福祉士の資格取得をめざす学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士等の養成・確保に努めるため、養成施設等修学者に対して、修学資金を貸付けます。
- 利用者に対する処遇の向上及び福祉・介護現場における従業職員の介護技術等の向上を図るため、適切な研修実施に努めます。
- 介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象とした福祉用具や住宅改修等に関する研修等を実施し、介護・福祉分野における質の高い人材の確保、育成に努めます。
- 看護学生に対する修学資金の貸与並びに養成施設に対する助成を行い、看護職員の確保・定着に努めます。
- 看護職員等の養成施設に対する指導・助言を通じた教育水準の向上及び講習会の開催による資質向上に努めます。
- 府保健所において、管内の医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等を行います。また、市町村保健センターと連携して保健師学生等の臨地実習の受け入れを行うなど人材養成に努めます。

② 就業の促進

- 福祉分野における介護職員等の就業を促進し安定した質の高い人材確保を図ります。
- 地域別合同求人説明会に併せ「福祉・介護人材マッチング支援事業(キャリア支援専門員による求人・求職のマッチング支援)」を実施します。

福祉・介護職員の増加目標	13,800人 (平成24年度から平成26年度)
--------------	-----------------------------

(3) 介護サービスの評価・公表

- サービス事業者が、サービスの質の評価を自ら厳正に行い、その結果を適切に開示するように指導します。
- サービスの質の向上を促し、併せてサービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証や評価結果の公表など、福祉サービス第三者評価事業を推進します。
- 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、サービスの質の評価を行う外部評価制度について、市町村と連携を図りながら推進します。
- 介護サービス情報の公表制度については、引き続き公表事務を効率的に実施し、府民が利用しやすい制度となるよう努めます。

<主な取組み>

- 介護支援専門員に対する研修の実施
 - ・ 介護支援専門員実務研修
 - ・ 介護支援専門員実務従事者基礎研修
 - ・ 介護支援専門員専門研修
 - ・ 介護支援専門員再研修
 - ・ 介護支援専門員更新研修
 - ・ 主任介護支援専門員研修
- 大阪府介護情報・研修センター事業
- 看護職員の確保・定着
 - ・ 看護師等養成所施設整備費補助
 - ・ 看護師等養成所設備整備費補助
 - ・ 看護師等養成所運営費補助
 - ・ 教員養成講習会・実習指導者講習会の開催
 - ・ 看護師等修学資金の貸与
 - ・ 病院内保育所運営費補助事業
 - ・ 病院内保育所施設整備費補助事業
 - ・ 新人看護職員研修事業
- 就業の促進
 - ・ 福祉人材無料職業紹介事業、民間社会福祉施設合同求人説明会、広報啓発事業、求人求職者向けセミナー等の開催などの事業を実施

(取組事例「社団法人 大阪介護支援専門員協会」) 別添

第5節 介護保険事業の適切な運営

第2項 サービス事業者への指導・助言

- サービス事業者が利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスを提供できるように、市町村と連携して、集団指導、実地指導等、あらゆる機会を通じ、適正な指導権限の行使に努めます。
- 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への適正な入所選考が行われるよう指導します。
- 市町村への事務移譲に伴うサービス事業者への指導監督については、市町村が適切に指導権限を行使できるように市町村を支援します。

【現状と課題】

- 重大な指定基準違反や人権侵害、不正請求が疑われるなど、悪質な事業者に対しては、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から厳正な対応が必要です。
- 利用者が安心してサービスを受けるため、介護事故の未然防止や事故発生時の適切な対応が求められます。
- 「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、自らの事業の一環として、たんの吸引等に関する知識・技能を習得したとして認定証の交付を受けた介護職員等によりたんの吸引等の業務を行う事業者（登録特定行為事業者）の登録が始まりました。
- 介護保険法の改正による「大都市特例」の創設や大阪府版地方分権により、サービス事業所の指定・指導権限を順次市町村に移譲します。地域主権の趣旨は地域の実情に応じた弾力的な対応を可能とするものですが、一方で、府域全体の指導については、引き続き、利用者保護や給付の適正化をめざしていく必要があります。
- 集団生活を送る介護保険施設における感染症等対策を推進することが必要です。
- 特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い高齢者に対して、適正な入所選考が求められます。
- 指定通所介護事業所等における宿泊サービスについては、介護保険法の対象外であるため明確な基準がなく、現在国において検討がなされています。

【施策の方向】**(1) 居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者への指導**

- 指導をより効果的なものにするため、集団指導や指定時研修、実地指導の内容充実に努めます。
- 介護事故に関しては、未然防止の徹底を図り、万一事故が発生した時には市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について指導します。
- 登録特定行為事業者が、介護職員等によるたんの吸引等に関し、必要な登録基準を満たしているかどうかについて適切な指導監督に努めます。
- 事務移譲後の市町村において、事務執行が円滑に行われるように、連絡会議の開催や集団指導の合同実施などを検討します。
- 指定通所介護事業所等における宿泊サービスについては、国の動向を注視するとともに、府内での状況を把握した上で、慎重に検討します。

(2) 介護保険施設への指導

- 「介護保険施設等実地指導マニュアル」(平成 22 年 3 月改訂)に基づき指導を行います。また、介護報酬の算定・請求について施設等による自主点検表を活用し、効果的な指導を行います。
- 介護事故に関しては、未然防止の徹底を図り、万一事故が発生した時には市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について指導します。
- 登録特定行為事業者が、介護職員等によるたんの吸引等に関し、必要な登録基準を満たしているかどうかについて適切な指導監督に努めます。
- 介護保険施設における感染症や食中毒の予防とまん延防止対策を徹底させるため、集団指導や実地指導において、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等を活用し、感染症の予防と発生時の適切な対応が図られるよう指導します。
- 市町村や施設関係者と共同で策定した「大阪府指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所選考指針」(平成 17 年 1 月改正)に基づき、入所の必要性の高い高齢者が優先的に入所できるように、適正な入所選考の確保を指導します。
- 事務移譲後の市町村において、事務執行が円滑に行われるように、市町村を支援します。

第5節 介護保険事業の適切な運営

第3項 介護保険制度運営に関する支援・助言

- 介護保険制度が適切に運営されるように、市町村への指導・助言を行います。

【現状と課題】

- 介護保険制度の円滑な運営のため、保険者共通の課題の把握、解決策の検討を行い、必要に応じて国への提言等を行っています。
- 介護保険制度に対する信頼感と持続可能性を確保するため、市町村は介護給付適正化事業に取り組んでいるところであり、より効率的・効果的な取組みを継続することが必要です。
- 介護保険料率の上昇を抑制するため、介護保険法の改正により、平成24年度に限り介護保険財政安定化基金の一部取り崩しが可能となりました。

【施策の方向】

(1) 介護保険制度運営に関する支援・助言

- 保険者実地指導等の機会を通じ、助言・支援を行います。
- 課題ごとに市町村と共同で介護保険制度ワーキングを設置し、また、地域ごとに設置されている「ブロック会議」への参画等を通じて、介護保険制度の運営に関する課題の的確な把握・解決や迅速な情報提供に努め、介護保険制度が円滑に運営されるように、適切な支援を行います。

(2) 介護給付適正化に向けた取組みへの支援

- 府では、平成23年度に策定した第2期介護給付適正化計画(計画期間:平成23~26年度)に基づき、下記の8項目を重点として一層の給付適正化に取り組みます。

【重点8項目】

- ①要介護認定の適正化(認定調査状況チェック) ②ケアプランの点検
- ③住宅改修の適正化 ④福祉用具購入・貸与調査 ⑤医療情報との突合
- ⑥縦覧点検 ⑦介護給付費通知 ⑧給付実績の活用

- 府として、市町村が策定した適正化実施計画の取組みを支援するため、大阪府国民健康保険団体連合会と連携して、適正化研修会の開催等を行います。
- いわゆる「囲い込み」など、高齢者の権利侵害や過剰なサービス提供など不適正な事業運営が疑われる事案に対しては、保険者や関係機関が連携し、ケアプランチェックや指導・監督の実施等により対応していきます。

(3) 財政安定化基金の設置運営及び活用

- 平成 24 年度に介護保険財政安定化基金の一部取り崩しを行います。取り崩した財源については、介護保険法の規定により、3 分の 1 ずつを市町村（使途は保険料率抑制に限定）、府、国に配分します。府においては、この財源の一部を活用し、市町村の地域包括ケアシステムの構築の推進のための交付金制度（下記参照）を設けます。

地域包括ケア体制整備事業

市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進できるよう、「地域福祉・子育て支援交付金」に3年間（平成 24～26 年度）の「介護保険特別枠」を設け、市町村からの提案により、介護予防・認知症予防（重度化予防）等の推進に取り組む事業に対し、交付金を交付する。（政令市・中核市を除く。）

予算額：各年度 2 億円の予定

- 取崩し後の介護保険財政安定化基金については、適正に管理・運営し、保険給付の増大等による保険者の財源不足に対して資金の貸付を行うなど保険者の健全な財政運営の確保に努めます。



第5節 介護保険事業の適切な運営

第4項 介護保険を持続可能な制度とするための検討

- 今後の高齢化の進展に対応し、制度を持続可能なものとするため、介護保険の広域化について検討を進めます。

【現状と課題】

- 介護保険制度は、高齢者の生活を支えるセーフティネットとして定着してきましたが、高齢化の進展による介護サービスの利用が増加し、介護保険料が上昇するとともに、市町村ごとの格差も大きくなっています。
- 介護保険を今後とも持続可能な制度としていくためには、保険財政基盤の強化とともに、市町村間の格差をなくしていく必要があります。

(単位：円(月額))

項目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
保険料(平均)	3,134	3,397	4,675	4,586	5,306
最高額	3,381	3,876	5,529	4,979	5,897
最低額	2,862	2,896	3,698	3,670	4,159
差	519	980	1,831	1,309	1,738

※保険料(平均)の第1、2期は単純平均、第3期以降は加重平均。

【施策の方向】

- 府としては、保険者である市町村とともに、介護保険制度の広域化に関する課題の整理や国への制度提言などを検討していきます。

第6節 福祉・介護サービス基盤の充実

第1項 居宅サービスの基盤の充実

- 介護サービスを必要とされる方に必要なサービスが提供されるよう、サービス基盤の整備は不可欠です。
- 地域包括ケアシステムを支える介護サービスを充実するため、今後とも居宅サービスの基盤整備について市町村と連携して取り組みます。

【現状と課題】

- 指定を受ける居宅サービス事業者の数は、介護保険制度創設時(2,628事業所)から大きく増加しています。

居宅サービス事業所の指定状況	
居宅サービス事業所	9,072事業所
予防サービス事業所	8,832事業所
居宅介護支援事業所の指定状況	3,142事業所
基準該当事業者数	
居宅サービス事業者	42事業所
居宅介護支援事業者	23事業所
(平成23年10月1日現在)	

- 介護保険法の改正による「大都市特例」の創設や大阪府版地方分権により、居宅サービス事業所の指定・指導権限を順次市町村に移譲します。

【施策の方向】

- 居宅サービス事業者の指定権限等の移譲が円滑に行われるように努めるとともに、事務移譲が地域の実情に応じた基盤整備ときめ細かい指導に繋がるように市町村を支援します。

第2項 地域密着型サービスの普及促進

- 地域密着型サービスは、高齢者が要支援・要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために導入されたサービスであることから、新サービスの普及も含め、市町村と連携してサービスの基盤整備に取り組みます。

【現状と課題】

- 地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムを構築していくうえで、重要なサービスですが、採算性の問題などから事業者の参入が進んでいないなど、一部のサービスを除き計画に比して普及が進んでいません。
- 地域密着型サービスについて、他市町村に所在する事業所の指定を行う場合には、所在地の市町村長の同意が必要でしたが、介護保険法の改正により、市町村長間の協議により事前に合意があれば、所在地の市町村長の同意は不要とされました。
- 介護保険法改正により新たに創設されたサービス(「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス」)は、地域密着型サービスと位置付けられており、事業者及び利用者への制度周知、サービスの計画的な普及に向けた方策など、市町村と連携した取組みが求められます。

【施策の方向】

- 市町村の主体的な取組みを推進するため、介護保険法の改正により、地域密着型サービスについて市町村が独自に報酬を設定する権限が拡大されました。府として制度改正の周知に努め、市町村が地域の実情に応じ、権限を有効に活用してサービスの普及促進に努めるよう支援します。
さらに、市町村の意向や現場の実態を踏まえ、サービスの普及につながるよう必要な制度改正を国に提案していきます。
- サービス事業者の指定事務の簡素化を踏まえ、指定や指導の具体的な実施方法等について、市町村と共同で設置する介護保険制度ワーキング等を活用し、必要な調整や課題の解決に努めるなど、引続き市町村に対する支援を行います。
- 新たに創設されたサービスの計画的な普及のため、市町村に対し、制度の周知や先進事例の紹介、介護保険制度ワーキング等を通じた必要な調整や考え方の整理に取り組みます。また、利用者への周知や事業者への情報提供など市町村の取組みを支援します。

第3項 施設基盤の充実

- 介護保険施設や老人福祉施設は、高齢者が身体的な状態や家庭環境等により居宅で暮らすことが困難となった場合のセーフティネットとして重要な役割を担っています。今後とも、計画的な施設整備を推進するとともに、入所者個人の尊厳に配慮したケアの推進に取り組めます。

【現状と課題】

- 特別養護老人ホームの入所申込者は年々増加する傾向にあり、計画的な施設整備を着実に進める必要があります。
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設については、これまでの集団処遇的なケアから、一人ひとりの心身の状態に応じた個別性の高いケアを行うため、個室ユニット型施設の整備を進める必要があります。
- 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された介護保険施設及び老人福祉施設については、建物が老朽化しています。
- 養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、入所期間の長期化に伴い、介護を必要とする入所者が増加しています。

【施策の方向】

- 介護保険施設については、市町村が高齢者のニーズ、給付と負担のバランス等に係る住民合意を踏まえて見込んだサービス必要量及び面的整備計画を基本として整備を推進します。
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設について、新規施設や老朽施設の建替え、改修においては、入居者ができる限り在宅に近い居住環境のもとで安心して生活できるように、個室ユニット型施設の整備を推進します。
- 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては、優先して建替えを推進します。
- 養護老人ホームや軽費老人ホームについては、現在の供給実績や地域ニーズ、周辺地域にあるサービス付高齢者向け住宅などの整備及び利用状況を勘案し、市町村が見込んだ整備目標を踏まえた整備や建替えを推進します。
また、入所者の介護ニーズに対応するため、施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けることについて支援します。